

# 福岡県公報

平成25年3月15日  
第3479号

## 目次

### 告示(第370号-第409号)

○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	8
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	14
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	21
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	22
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	23
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	23
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	24
○家畜伝染病予防法第5条第1項に基づく検査の実施	(畜産課)	24
○都市計画の変更	(都市計画課)	25
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	25
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	25
○自然公園法に基づく公園事業の一部変更	(自然環境課)	26
○道路の区域の変更	(道路維持課)	27
○道路の供用の開始	(道路維持課)	27
○道路の区域の変更	(道路維持課)	27
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	27
○海岸保全区域の指定	(農村森林整備課)	28
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	29
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	29

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	30
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	30
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	30
○道路の区域の変更	(道路維持課)	30
○道路の区域の変更	(道路維持課)	31
○道路の供用の開始	(道路維持課)	31
○道路の供用の開始	(道路維持課)	32
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定	(介護保険課)	32
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	32
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	32
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	33
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	33
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	34
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	34
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	34
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	35
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	35
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	35
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	36

## 公告

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	36
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	36
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	38
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	40
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	42
○港湾計画の変更の概要	(港湾課)	44

**監査委員**

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……………45

○監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) ……………47

○監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………50

○監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………56

○監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……………60

○監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……………63

○監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……………69

○監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………71

○監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………75

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………80

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) ……………82

**公安委員会**

○教習指導員審査の実施について (警察本部運転免許試験課) ……………100

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………101

**告 示**

**福岡県告示第370号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福智川-2	田川郡福智町上野（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
福智川-1	田川郡福智町上野（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

堀田川	田川郡福智町上野（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
上野川	田川郡福智町上野（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
岩屋川2	田川郡福智町弁城及び上野（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
弁城川1	田川郡福智町弁城（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
弁城川2	田川郡福智町弁城（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
岩屋川1	田川郡福智町弁城及び上野（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
伊方川3	田川郡福智町伊方（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
長浦川1	田川郡福智町伊方（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
長浦川2	田川郡福智町伊方（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
長浦川3	田川郡福智町伊方（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
伊方川4	田川郡福智町伊方（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
伊方川1	田川郡福智町伊方（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
笹尾1	田川郡福智町神崎（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
福吉1	田川郡福智町神崎（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
福吉2-1	田川郡福智町神崎（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
福吉2-2	田川郡福智町神崎（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
崖ノ下	田川郡福智町神崎（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
崖の下1	田川郡福智町神崎（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古谷	田川郡福智町神崎（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

西金田2	田川郡福智町金田（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西金田4	田川郡福智町金田（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高見町	田川郡福智町金田（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西金田	田川郡福智町金田（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西金田3	田川郡福智町金田（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
皿山1	田川郡福智町上野（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上小路1	田川郡福智町上野（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上小路2	田川郡福智町上野（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
堀田1	田川郡福智町上野（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
常福2	田川郡福智町上野（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷2	田川郡福智町上野（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
常福1	田川郡福智町上野（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳市	田川郡福智町上野（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
薬王寺	田川郡福智町上野（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大久保1	田川郡福智町上野（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鋤木田5	田川郡福智町上野（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鋤木田4	田川郡福智町上野（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鋤木田3	田川郡福智町上野（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
諏訪山1-2	田川郡福智町上野及び直方市上境（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

諏訪山1-1	田川郡福智町上野（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
諏訪山2	田川郡福智町上野（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鋤木田2	田川郡福智町上野（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鋤木田1	田川郡福智町上野（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大浦3	田川郡福智町上野（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大浦1	田川郡福智町上野（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大浦2	田川郡福智町上野（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
皿山2	田川郡福智町上野（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猿畑1	田川郡福智町赤池（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
十区1	田川郡福智町赤池（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭ヶ丘-1	田川郡福智町赤池（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭ヶ丘-2	田川郡福智町赤池（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
稲荷-1	田川郡福智町赤池（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
稲荷-2	田川郡福智町赤池（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭町1	田川郡福智町赤池（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾-1	田川郡福智町赤池（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾-2	田川郡福智町赤池（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾2-2	田川郡福智町赤池（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高尾2-1	田川郡福智町赤池（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

西町	田川郡福智町赤池（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
草場1	田川郡福智町市場（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石松4	田川郡福智町市場（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石松1	田川郡福智町市場（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石松2	田川郡福智町市場（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石松3	田川郡福智町市場（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松本3	田川郡福智町市場（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長浦1-1	田川郡福智町市場（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松本2	田川郡福智町市場（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉ヶ浦	田川郡福智町市場（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩屋1	田川郡福智町弁城（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上弁城1	田川郡福智町弁城（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上弁城2	田川郡福智町弁城（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上弁城3	田川郡福智町弁城（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上弁城5	田川郡福智町弁城（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上弁城7	田川郡福智町弁城（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三光寺1	田川郡福智町弁城（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三光寺2	田川郡福智町弁城（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久六1	田川郡福智町弁城（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

風呂谷1	田川郡福智町弁城（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫5-3	田川郡福智町弁城（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫5-2	田川郡福智町弁城（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫5-4	田川郡福智町弁城（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫2	田川郡福智町弁城（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫5-1	田川郡福智町弁城（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫4	田川郡福智町弁城（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫3	田川郡福智町弁城（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫7-3	田川郡福智町弁城（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫7-2	田川郡福智町弁城（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫7-1	田川郡福智町弁城（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫-2	田川郡福智町弁城（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫-1	田川郡福智町弁城（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫8-2	田川郡福智町弁城（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫8-1	田川郡福智町弁城（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広谷1	田川郡福智町伊方（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長浦1-2	田川郡福智町伊方（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古屋敷2	田川郡福智町伊方（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古屋敷1	田川郡福智町伊方（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

丸山1	田川郡福智町伊方（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
丸山3	田川郡福智町伊方（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
丸山2	田川郡福智町伊方（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中古門	田川郡福智町伊方（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野添1-2	田川郡福智町伊方（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野添1-1	田川郡福智町伊方（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大正町1	田川郡福智町伊方（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山の神-3	田川郡福智町伊方（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山の神-2	田川郡福智町伊方（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山の神-1	田川郡福智町伊方（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大屋根1-3	田川郡福智町伊方（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大屋根1-1	田川郡福智町伊方（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大屋根1-2	田川郡福智町伊方（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大屋根2	田川郡福智町伊方（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広谷4	田川郡福智町伊方（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広谷3	田川郡福智町伊方（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上弁城	田川郡福智町弁城及び上野（別紙図面114に示す区域のとおり）	地滑り
長浦	田川郡福智町伊方（別紙図面115に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第371号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
福智川-2	田川郡福智町上野（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
福智川-1	田川郡福智町上野（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
堀田川	田川郡福智町上野（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
上野川	田川郡福智町上野（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
岩屋川2	田川郡福智町弁城及び上野（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
弁城川1	田川郡福智町弁城（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
弁城川2	田川郡福智町弁城（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
岩屋川1	田川郡福智町弁城及び上野（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
伊方川3	田川郡福智町伊方（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
長浦川2	田川郡福智町伊方（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
長浦川3	田川郡福智町伊方（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
伊方川4	田川郡福智町伊方（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり



伊方川1	田川郡福智町伊方（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
笹尾1	田川郡福智町神崎（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
福吉1	田川郡福智町神崎（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
福吉2-1	田川郡福智町神崎（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
崖の下1	田川郡福智町神崎（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
古谷	田川郡福智町神崎（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
西金田2	田川郡福智町金田（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
西金田4	田川郡福智町金田（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
西金田	田川郡福智町金田（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
西金田3	田川郡福智町金田（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
皿山1	田川郡福智町上野（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
上小路1	田川郡福智町上野（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
上小路2	田川郡福智町上野（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
堀田1	田川郡福智町上野（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
常福2	田川郡福智町上野（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
大谷2	田川郡福智町上野（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
常福1	田川郡福智町上野（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
徳市	田川郡福智町上野（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
薬王寺	田川郡福智町上野（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり

大久保1	田川郡福智町上野（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
鋤木田5	田川郡福智町上野（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
鋤木田4	田川郡福智町上野（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
鋤木田3	田川郡福智町上野（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
諏訪山1-2	田川郡福智町上野及び直方市上境（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
諏訪山1-1	田川郡福智町上野（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
諏訪山2	田川郡福智町上野（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
鋤木田2	田川郡福智町上野（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
鋤木田1	田川郡福智町上野（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
大浦3	田川郡福智町上野（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
大浦1	田川郡福智町上野（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
皿山2	田川郡福智町上野（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
猿畑1	田川郡福智町赤池（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
十区1	田川郡福智町赤池（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
旭ヶ丘-1	田川郡福智町赤池（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
旭町1	田川郡福智町赤池（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
高尾-1	田川郡福智町赤池（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
高尾-2	田川郡福智町赤池（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり

高尾2-1	田川郡福智町赤池（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
西町	田川郡福智町赤池（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
草場1	田川郡福智町市場（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
石松4	田川郡福智町市場（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
石松1	田川郡福智町市場（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
石松3	田川郡福智町市場（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
松本3	田川郡福智町市場（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
松本2	田川郡福智町市場（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
吉ヶ浦	田川郡福智町市場（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
岩屋1	田川郡福智町弁城（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
上弁城1	田川郡福智町弁城（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
上弁城2	田川郡福智町弁城（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり
上弁城3	田川郡福智町弁城（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
上弁城5	田川郡福智町弁城（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
上弁城7	田川郡福智町弁城（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
三光寺1	田川郡福智町弁城（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
三光寺2	田川郡福智町弁城（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
久六1	田川郡福智町弁城（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
風呂谷1	田川郡福智町弁城（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり

迫5-3	田川郡福智町弁城（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
迫5-2	田川郡福智町弁城（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
迫2	田川郡福智町弁城（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載する表のとおり
迫5-1	田川郡福智町弁城（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
迫4	田川郡福智町弁城（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
迫3	田川郡福智町弁城（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載する表のとおり
迫7-3	田川郡福智町弁城（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載する表のとおり
迫7-2	田川郡福智町弁城（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面88に記載する表のとおり
迫7-1	田川郡福智町弁城（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載する表のとおり
迫-2	田川郡福智町弁城（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
迫-1	田川郡福智町弁城（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり
迫8-1	田川郡福智町弁城（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり
広谷1	田川郡福智町伊方（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
長浦1-2	田川郡福智町伊方（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり
古屋敷2	田川郡福智町伊方（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
古屋敷1	田川郡福智町伊方（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面97に記載する表のとおり
丸山3	田川郡福智町伊方（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
丸山2	田川郡福智町伊方（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり

中古門	田川郡福智町伊方（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり
野添1-2	田川郡福智町伊方（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
野添1-1	田川郡福智町伊方（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
大正町1	田川郡福智町伊方（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
山の神-3	田川郡福智町伊方（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
山の神-2	田川郡福智町伊方（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
山の神-1	田川郡福智町伊方（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面107に記載する表のとおり
大屋根1-3	田川郡福智町伊方（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり
大屋根1-1	田川郡福智町伊方（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
大屋根1-2	田川郡福智町伊方（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり
大屋根2	田川郡福智町伊方（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
広谷4	田川郡福智町伊方（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面112に記載する表のとおり
広谷3	田川郡福智町伊方（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面113に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第372号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下真崎川	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
八熊川2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
八熊川1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
長野川	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
長野川1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
長野川2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
小峠川1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
小峠川2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
小峠川3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
筒丸川	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
十郎口川3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
十郎口川2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
十郎口川1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流



黒木川	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
荒平川	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
小倉ノ畔1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小倉ノ畔2-1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小倉ノ畔2-2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
森安	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
式部1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手の浦2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
手の浦3	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
式部2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
豊前	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池尻(2)-1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池尻(2)-2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩鼻7	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩鼻(2)	田川郡川崎町大字池尻及び大字田原（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷3-2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷3-1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

宮浦1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池尻(1)	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池尻	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藤ヶ瀬-3	田川郡川崎町大字田原（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藤ヶ瀬-2	田川郡川崎町大字田原（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藤ヶ瀬-1	田川郡川崎町大字田原（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩鼻5	田川郡川崎町大字田原（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩鼻(1)	田川郡川崎町大字田原（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩鼻6	田川郡川崎町大字田原（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩鼻4	田川郡川崎町大字田原（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東田原1	田川郡川崎町大字田原（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三井	田川郡川崎町大字田原（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
栄町1	田川郡川崎町大字田原（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥谷4	田川郡川崎町大字田原及び大字川崎（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(1)-2	田川郡川崎町大字田原（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(1)-1	田川郡川崎町大字田原（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(2)-1	田川郡川崎町大字田原及び大字川崎（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(5)	田川郡川崎町大字田原及び大字川崎（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(4)	田川郡川崎町大字田原（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

中田原1	田川郡川崎町大字田原（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中田原2	田川郡川崎町大字田原（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(6)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(2)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(2)-3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(2)-4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
櫛毛(3)-3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥谷(1)-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥谷(1)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥谷(2)-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥谷(2)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥谷(3)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻(1)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻(2)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻(2)-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻(3)-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻(3)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

鳥廻11	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻12	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻9	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻13	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻8	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大峰4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大峰3-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大峰3-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻(5)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻(4)-4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻(4)-3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻(4)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥廻(4)-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大峰2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大峰1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大峰5	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大鳥(3)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大鳥-4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大鳥-3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

大島-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大島-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大島(2)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
米田2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
米田3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉原(1)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉原	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉原(2)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉原4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新修1-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新修1-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上豊州1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上豊州2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上豊州3-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上豊州3-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上豊州4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上豊州5	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下真崎3	田川郡川崎町大字川崎及び大字安真木（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
外木城1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

外木城2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太田3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太田4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太田2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太田1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永井2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永井1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浦谷-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
浦谷-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
米田1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高見団地-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高見団地-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高見団地1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高見団地-3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下真崎4	田川郡川崎町大字川崎及び大字安真木（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下真崎5	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下真崎6	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下真崎	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下真崎7	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

下真崎(2)	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下真崎8	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下真崎9	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上真崎4	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上真崎1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上真崎2-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上真崎2-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上真崎3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八熊1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安宅5	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安宅(4)	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安宅6	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安宅7	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安宅(1)	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西谷1-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西谷1-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西谷3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安宅(2)	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

不動3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
戸頃1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長野1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長野2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長野3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小峠3-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小峠3-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小峠-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小峠-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小峠4	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
十郎口2-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
十郎口2-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安宅(3)-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安宅(3)-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安宅(3)-3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安宅(3)-4	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安宅(3)-5	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
戸頃2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
戸頃3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊



不動1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西谷2-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西谷2-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
貞近-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
貞近-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
貞近-3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平11	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒木(2)-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒木(2)-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒木(2)-3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面175に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒木(1)-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒木(1)-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面177に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平10	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面178に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平9	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面179に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平3-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面180に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平3-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面181に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平12	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平8	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面183に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平7	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

荒平-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平4	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面187に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平6	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面188に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平5	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面189に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面190に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平13	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面191に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒平2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面192に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内木城4-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面193に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内木城4-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面194に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内木城5	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面195に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内木城3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面196に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内木城2-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面197に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内木城2-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面198に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内木城6	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面199に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内木城1-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面200に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
内木城1-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面201に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
外木城3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面202に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒木	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面203に示す区域のとおり）	地すべり

備考 別紙図面は省略し、その図面を川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第373号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下真崎川	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
八熊川2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
八熊川1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
長野川	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
長野川1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
長野川2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
小峠川1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
小峠川2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり

小峠川3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
筒丸川	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
十郎口川3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
十郎口川2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
十郎口川1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
黒木川	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
荒平川	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
小倉ノ畔1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
小倉ノ畔2-1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
小倉ノ畔2-2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
森安	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
式部1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
手の浦2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり

手の浦3	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
式部2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
池尻(2)-1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
池尻(2)-2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
岩鼻7	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
岩鼻(2)	田川郡川崎町大字池尻及び大字田原（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
大谷2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
大谷3-2	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
大谷3-1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
大谷1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
宮浦1	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
池尻(1)	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
池尻	田川郡川崎町大字池尻（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり

藤ヶ瀬-3	田川郡川崎町大字田原（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
藤ヶ瀬-1	田川郡川崎町大字田原（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
岩鼻5	田川郡川崎町大字田原（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
岩鼻(1)	田川郡川崎町大字田原（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
岩鼻6	田川郡川崎町大字田原（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
岩鼻4	田川郡川崎町大字田原（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
東田原1	田川郡川崎町大字田原（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
栄町1	田川郡川崎町大字田原（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
奥谷4	田川郡川崎町大字田原及び大字川崎（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
櫛毛(1)-2	田川郡川崎町大字田原（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
櫛毛(1)-1	田川郡川崎町大字田原（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
櫛毛(2)-1	田川郡川崎町大字田原及び大字川崎（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
櫛毛(5)	田川郡川崎町大字田原及び大字川崎（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり

櫛毛(4)	田川郡川崎町大字田原（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
中田原1	田川郡川崎町大字田原（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
中田原2	田川郡川崎町大字田原（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
櫛毛(6)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
櫛毛(2)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
櫛毛(2)-3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
櫛毛(2)-4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
櫛毛(3)-3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
奥谷(1)-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
奥谷(2)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
奥谷(3)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
鳥廻(1)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
鳥廻(2)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり

鳥廻(2)-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
鳥廻-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
鳥廻-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
鳥廻(3)-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
鳥廻(3)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
鳥廻11	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
鳥廻12	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり
鳥廻9	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
鳥廻13	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
鳥廻8	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
大峰4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
大峰3-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
大峰3-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり



島廻(4)-4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
島廻(4)-3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
島廻(4)-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
大峰2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
大峰1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
大峰5	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載する表のとおり
大島(3)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載する表のとおり
大島-3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載する表のとおり
大島-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
大島-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり
大島(2)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載する表のとおり
米田3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
吉原(1)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり

吉原	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
吉原(2)	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面97に記載する表のとおり
吉原4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面98に記載する表のとおり
新修1-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
新修1-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり
上豊州1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり
上豊州2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
上豊州3-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
上豊州3-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
上豊州4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
上豊州5	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
下真崎3	田川郡川崎町大字川崎及び大字安真木（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面107に記載する表のとおり
外木城1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり

外木城2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
太田3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり
太田4	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
太田2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面112に記載する表のとおり
太田1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面113に記載する表のとおり
永井2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面114に記載する表のとおり
永井1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面115に記載する表のとおり
浦谷-2	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面116に記載する表のとおり
浦谷-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面117に記載する表のとおり
米田1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面118に記載する表のとおり
高見団地-1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面119に記載する表のとおり
高見団地1	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面121に記載する表のとおり
高見団地-3	田川郡川崎町大字川崎（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面122に記載する表のとおり

下真崎4	田川郡川崎町大字川崎及び大字安真木（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面123に記載する表のとおり
下真崎5	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面124に記載する表のとおり
下真崎6	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面125に記載する表のとおり
下真崎	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面126に記載する表のとおり
下真崎7	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面127に記載する表のとおり
下真崎(2)	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面128に記載する表のとおり
下真崎8	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面129に記載する表のとおり
下真崎9	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面130に記載する表のとおり
上真崎4	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面131に記載する表のとおり
上真崎1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面132に記載する表のとおり
上真崎2-1	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面133に記載する表のとおり
上真崎2-2	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面134に記載する表のとおり
上真崎3	田川郡川崎町大字安真木（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面135に記載する表のとおり

原 1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面136に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面136に記 載する表のとおり
八熊 1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面137に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面137に記 載する表のとおり
安宅 5	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面138に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面138に記 載する表のとおり
安宅(4)	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面139に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面139に記 載する表のとおり
安宅 6	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面140に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面140に記 載する表のとおり
安宅 7	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面141に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面141に記 載する表のとおり
安宅(1)	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面142に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面142に記 載する表のとおり
西谷 1 - 1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面143に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面143に記 載する表のとおり
西谷 1 - 2	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面144に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面144に記 載する表のとおり
西谷 3	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面145に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面145に記 載する表のとおり
安宅(2)	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面146に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面146に記 載する表のとおり
不動 3	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面147に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面147に記 載する表のとおり
戸頃 1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面148に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面148に記 載する表のとおり

長野 1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面149に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面149に記 載する表のとおり
長野 2	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面150に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面150に記 載する表のとおり
長野 3	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面151に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面151に記 載する表のとおり
小峠 3 - 1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面152に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面152に記 載する表のとおり
小峠 3 - 2	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面153に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面153に記 載する表のとおり
小峠 - 1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面154に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面154に記 載する表のとおり
小峠 - 2	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面155に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面155に記 載する表のとおり
小峠 4	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面156に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面156に記 載する表のとおり
十郎口 2 - 1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面157に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面157に記 載する表のとおり
十郎口 2 - 2	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面158に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面158に記 載する表のとおり
安宅(3) - 1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面159に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面159に記 載する表のとおり
安宅(3) - 2	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面160に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面160に記 載する表のとおり
安宅(3) - 3	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面161に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面161に記 載する表のとおり

安宅(3)-4	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面162に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面162に記 載する表のとおり
安宅(3)-5	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面163に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面163に記 載する表のとおり
戸頃2	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面164に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面164に記 載する表のとおり
戸頃3	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面165に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面165に記 載する表のとおり
不動1	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面166に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面166に記 載する表のとおり
西谷2-1	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面167に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面167に記 載する表のとおり
西谷2-2	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面168に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面168に記 載する表のとおり
貞近-1	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面169に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面169に記 載する表のとおり
貞近-2	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面170に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面170に記 載する表のとおり
貞近-3	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面171に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面171に記 載する表のとおり
荒平11	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面172に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面172に記 載する表のとおり
黒木(2)-1	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面173に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面173に記 載する表のとおり
黒木(2)-2	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面174に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面174に記 載する表のとおり

黒木(2)-3	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面175に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面175に記 載する表のとおり
黒木(1)-1	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面176に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面176に記 載する表のとおり
黒木(1)-2	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面177に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面177に記 載する表のとおり
荒平10	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面178に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面178に記 載する表のとおり
荒平9	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面179に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面179に記 載する表のとおり
荒平3-2	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面180に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面180に記 載する表のとおり
荒平3-1	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面181に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面181に記 載する表のとおり
荒平12	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面182に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面182に記 載する表のとおり
荒平8	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面183に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面183に記 載する表のとおり
荒平7	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面184に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面184に記 載する表のとおり
荒平-2	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面185に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面185に記 載する表のとおり
荒平-1	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面186に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面186に記 載する表のとおり
荒平4	田川郡川崎町大字安眞木 (別紙図面187に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面187に記 載する表のとおり



荒平6	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面188に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面188に記 載する表のとおり
荒平5	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面189に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面189に記 載する表のとおり
荒平3	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面190に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面190に記 載する表のとおり
荒平13	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面191に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面191に記 載する表のとおり
荒平2	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面192に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面192に記 載する表のとおり
内木城4-1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面193に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面193に記 載する表のとおり
内木城4-2	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面194に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面194に記 載する表のとおり
内木城5	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面195に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面195に記 載する表のとおり
内木城3	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面196に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面196に記 載する表のとおり
内木城2-1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面197に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面197に記 載する表のとおり
内木城2-2	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面198に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面198に記 載する表のとおり
内木城6	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面199に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面199に記 載する表のとおり
内木城1-1	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面200に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面200に記 載する表のとおり

内木城1-2	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面201に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面201に記 載する表のとおり
外木城3	田川郡川崎町大字安真木 (別紙図面202に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面202に記 載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福柳木1丁目	北九州市戸畑区福柳木一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東大谷	北九州市戸畑区東大谷三丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東大谷3丁目	北九州市戸畑区東大谷三丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
牧山4丁目(2)	北九州市戸畑区牧山四丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
牧山4丁目-2	北九州市戸畑区牧山四丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
牧山4丁目-1	北九州市戸畑区牧山四丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
牧山2丁目7番	北九州市戸畑区牧山二丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
牧山2丁目5、7番	北九州市戸畑区牧山二丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
牧山2丁目3番	北九州市戸畑区牧山二丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

丸町2丁目(B)-2	北九州市戸畑区丸町二丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
丸町二丁目	北九州市戸畑区丸町二丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
丸町2丁目(B)-1	北九州市戸畑区丸町二丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
丸町3丁目(b)	北九州市戸畑区丸町三丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
丸町3丁目(a)	北九州市戸畑区丸町三丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高峰3丁目	北九州市戸畑区高峰三丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高峰-4	北九州市戸畑区高峰二丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高峰-1	北九州市戸畑区高峰二丁目（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高峰-2	北九州市戸畑区高峰二丁目（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高峰-3	北九州市戸畑区高峰二丁目（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
菅原1丁目-2	北九州市戸畑区菅原一丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
菅原1丁目-1	北九州市戸畑区菅原一丁目（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第375号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東大谷	北九州市戸畑区東大谷三丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
東大谷3丁目	北九州市戸畑区東大谷三丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
牧山4丁目(2)	北九州市戸畑区牧山四丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
牧山4丁目-2	北九州市戸畑区牧山四丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
牧山4丁目-1	北九州市戸畑区牧山四丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
牧山2丁目7番	北九州市戸畑区牧山二丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
牧山2丁目5、7番	北九州市戸畑区牧山二丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表のとおり
牧山2丁目3番	北九州市戸畑区牧山二丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
丸町二丁目	北九州市戸畑区丸町二丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
丸町2丁目(B)-1	北九州市戸畑区丸町二丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
丸町3丁目(b)	北九州市戸畑区丸町三丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
丸町3丁目(a)	北九州市戸畑区丸町三丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり

高峰3丁目	北九州市戸畑区高峰三丁目 (別紙図面15に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
高峰-1	北九州市戸畑区高峰二丁目 (別紙図面17に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
高峰-2	北九州市戸畑区高峰二丁目 (別紙図面18に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
高峰-3	北九州市戸畑区高峰二丁目 (別紙図面19に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
菅原1丁目-2	北九州市戸畑区菅原一丁目 (別紙図面20に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
菅原1丁目-1	北九州市戸畑区菅原一丁目 (別紙図面21に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第376号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 鹿里
- 2 区域の所在地 八女市星野村字岩元、字杉ノ元
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から10号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
八女市星野村字岩元	4026番2	1号から2号まで

八女市星野村字杉ノ元	4115番3	3号
八女市星野村字谷東	4112番2	4号
八女市星野村字杉ノ元	4114番	5号
〃	4115番1	6号から7号まで
〃	4115番5	8号
八女市星野村字岩元	4025番	9号から10号まで

#### 福岡県告示第377号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 黒川
- 2 区域の所在地 北九州市門司区大字黒川、黒川西二丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から16号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と16号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市門司区黒川西二丁目	193番10地先道路敷	1号
北九州市門司区大字黒川字迫	202番13	2号から3号まで、5号及び7号
〃	202番12	4号
〃	222番	6号
北九州市門司区黒川西二丁目	227番1	8号
〃	227番7	9号から10号まで
〃	202番58	11号
〃	202番59	12号
〃	202番61	13号

〃	202番57	14号から15号まで
〃	193番10	16号

**福岡県告示第378号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
（第1工区）田川市大字糶2085番10及び2085番15
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
田川市中央町1番1号  
田川市長 伊藤 信勝

**福岡県告示第379号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施の目的  
家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、オーエスキー病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）及び腐蛆病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため
- 2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法  
次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び補体結合反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査）、遺伝子検査、細菌検査、ヨーニン検査、疫学的検査及び臨床検査
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査及び疫学的検査
馬伝染性貧血	知事が馬伝染性貧血の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている馬のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）	知事が家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査）、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
腐蝕病	知事が腐蝕病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
高病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査及び酵素免疫測定検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
イバラキ病	知事がイバラキ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
牛流行熱	知事が牛流行熱の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

## 福岡県告示第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

太宰府都市計画道路を変更（太宰府都市計画道路3・4・4号渡内家ノ前線の廃止）

## 福岡県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年9月福岡県告示第1753号豊前都市計画道路事業3・4・10号上町杵川池線〔豊前市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間  
平成18年9月13日から平成30年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 福岡県告示第382号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年3月15日



福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成25年2月28日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス宇美店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡宇美町大字井野字仲ノ坪525番1ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年10月29日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,490平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗西側	58

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗西側	7
店舗南側	3
合計	10

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗北西側	27.0

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内北西側	6.27

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地北側及び敷地西側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

## 福岡県告示第383号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定に基づき、玄海国定公園に関する公園事業の一部を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のようにその概要を公示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

## 1 公園事業の種類

国定公園の利用のための施設に関する公園事業

## 2 公園事業の名称等

	変更前	変更後
事業の名称	神湊	神湊
事業の種類	園地	園地

事業地	宗像市（神湊）	宗像市（神湊）
施設の規模	0.54ヘクタール	76.91ヘクタール

### 福岡県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	藤田 日吉町 線	前	久留米市藤光町933番先 から 久留米市藤光町925番147 先まで	4.0 ～ 6.0	350.0
			前	久留米市藤光町933番先 から 久留米市藤光町925番147 先まで	11.0 ～ 24.0	340.0
			後	久留米市藤光町926番1 先から 久留米市藤光町925番147 先まで	11.0 ～ 24.0	340.0

### 福岡県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	藤田 日吉町 線	久留米市藤光町926番1先から 久留米市藤光町925番147先まで

### 福岡県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般国 道	200号	前	飯塚市内野2467番32先か ら 飯塚市内野2441番先まで	13.0 ～ 28.0	66.0
			後	飯塚市内野2467番32先か ら 飯塚市内野2441番先まで	13.0 ～ 75.0	66.0

### 福岡県告示第387号

山田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
榎本 憲生	豊前市大字四郎丸1324番地

**福岡県告示第388号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

海岸保全区域の指定（平成11年2月福岡県告示第253号）は、廃止する。

なお、海岸保全区域平面図閲覧場所は、福岡県農林水産部農村森林整備課及び筑後農林事務所とする。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

有明海沿岸大和地区海岸

## 1 区域

起点点A、点Bから点sまでの各点、終点、基点11号、補助点ヨから補助点イまでの各点及び起点を順次結んだ線に囲まれた区域（延長5,454メートル）

## 2 起点、基点、終点、点及び補助点の表示（角度は真北方位角とする。）

起点 点A 大牟田市黒崎（国土交通省国土地理院三等三角点観音山）から真北方向347度29分09秒の方向に2,955.606メートルの点を基点0号とし、基点0号から226度46分58秒の方向に31.57メートルの地点

基点0号 緯度 33度06分0.9436秒 経度 130度25分23.3966秒

基点1号 基点0号から216度05分494秒の方向に898.94メートルの地点

基点2号 基点1号から229度01分22秒の方向に643.56メートルの地点

基点3号 基点2号から238度14分52秒の方向に58.02メートルの地点

基点4号 基点3号から228度59分25秒の方向に229.36メートルの地点

基点5号 基点4号から260度02分04秒の方向に半径123.00メートルで曲線長133.49メートルの地点

基点6号 基点5号から291度13分17秒の方向に1,886.42メートルの地点

基点7号 基点6号から312度10分36秒の方向に176.12メートルの地点

基点8号 基点7号から356度38分57秒の方向に半径128.50メートルで曲線長199.00メートルの地点

基点9号 基点8号から41度39分39秒の方向に330.02メートルの地点

基点10号 基点9号から32度17分36秒の方向に66.99メートルの地点

基点11号 終点 基点10号から41度05分21秒の方向に863.19メートルの地点

点A 基点0号から226度46分58秒の方向に31.57メートルの地点

点B 基点0号から239度23分37秒の方向に57.98メートルの地点

点C 基点0号から246度25分41秒の方向に61.52メートルの地点

点D 基点1号から31度15分02秒の方向に438.71メートルの地点

点E 基点1号から28度49分39秒の方向に295.96メートルの地点

点F 基点1号から26度13分41秒の方向に197.12メートルの地点

点G 基点1号から311度54分22秒の方向に30.38メートルの地点

点H 基点2号から20度57分49秒の方向に68.91メートルの地点

点I 基点2号から334度30分42秒の方向に99.47メートルの地点

点J 基点2号から294度19分22秒の方向に72.53メートルの地点

点J-1 基点2号から274度59分44秒の方向に137.43メートルの地点

点J-2 基点2号から261度59分26秒の方向に150.82メートルの地点

点K 基点4号から27度34分03秒の方向に175.36メートルの地点

点L 基点4号から27度00分53秒の方向に146.00メートルの地点

点M 基点4号から14度39分51秒の方向に96.69メートルの地点

点N 基点4号から10度38分21秒の方向に80.39メートルの地点

点O 基点4号から320度24分34秒の方向に49.87メートルの地点

点O-1 基点4号から303度18度30秒の方向に53.85メートルの地点

点O-2 基点4号から287度14分50秒の方向に72.33メートルの地点

点O-3 基点4号から283度01分39秒の方向に92.61メートルの地点

点P 基点4号から283度01分16秒の方向に111.31メートルの地点

点Q 基点5号から302度18分11秒の方向に261.58メートルの地点

点R 基点5号から305度28分43秒の方向に303.42メートルの地点

点S 基点5号から301度02分06秒の方向に439.08メートルの地点

点T 基点5号から297度19分40秒の方向に478.77メートルの地点

点U 基点6号から105度44分12秒の方向に541.32メートルの地点

点X 基点6号から105度31分26秒の方向に509.73メートルの地点

点Y 基点6号から105度01分15秒の方向に468.99メートルの地点

点z 基点6号から104度13分21秒の方向に454.92メートルの地点  
点a 基点6号から101度24分24秒の方向に326.75メートルの地点  
点b 基点6号から96度52分24秒の方向に296.21メートルの地点  
点c 基点6号から85度01分10秒の方向に167.71メートルの地点  
点d 基点6号から86度04分46秒の方向に119.42メートルの地点  
点e 基点6号から31度30分54秒の方向に51.57メートルの地点  
点f 基点7号から42度24分19秒の方向に50.63メートルの地点  
点g 基点7号から14度47分14秒の方向に63.42メートルの地点  
点h 基点7号から5度22分51秒の方向に90.99メートルの地点  
点i 基点7号から5度59分41秒の方向に121.20メートルの地点  
点j 基点7号から10度49分55秒の方向に149.45メートルの地点  
点k 基点7号から12度58分07秒の方向に160.77メートルの地点  
点l 基点8号から116度09分54秒の方向に52.47メートルの地点  
点m 基点8号から55度20分38秒の方向に205.33メートルの地点  
点n 基点9号から121度14分41秒の方向に51.08メートルの地点  
点o 基点9号から87度36分35秒の方向に61.55メートルの地点  
点p 基点10号から70度36分30秒の方向に113.94メートルの地点  
点q 基点10号から58度48分43秒の方向に180.43メートルの地点  
点r 基点10号から56度08分30秒の方向に193.22メートルの地点  
点s 基点11号から144度38分12秒の方向に52.59メートルの地点  
補助点イ 基点0号から208度08分08秒の方向に31.46メートルの地点  
補助点ロ 基点0号から213度19分20秒の方向に77.35メートルの地点  
補助点ハ 基点0号から195度10分49秒の方向に83.08メートルの地点  
補助点ニ 基点0号から211度50分51秒の方向に351.28メートルの地点  
補助点ホ 基点0号から208度44分04秒の方向に353.48メートルの地点  
補助点ヘ 基点1号から131度48分50秒の方向に50.00メートルの地点  
補助点ト 基点2号から182度58分28秒の方向に69.43メートルの地点  
補助点チ 基点2号から193度58分59秒の方向に70.89メートルの地点  
補助点リ 基点4号から203度28分36秒の方向に116.05メートルの地点

補助点ヌ 基点6号から211度41分59秒の方向に50.85メートルの地点  
補助点ル 基点6号から296度19分29秒の方向に183.05メートルの地点  
補助点ルー1 基点7号から259度09分54秒の方向に58.10メートルの地点  
補助点ルー2 基点7号から283度46分50秒の方向に76.54メートルの地点  
補助点ルー3 基点7号から300度24分51秒の方向に99.96メートルの地点  
補助点ルー4 基点7号から312度56分11秒の方向に125.02メートルの地点  
補助点ルー5 基点7号から322度11分12秒の方向に147.78メートルの地点  
補助点ルー6 基点7号から331度53分24秒の方向に174.02メートルの地点  
補助点ルー7 基点7号から339度47分30秒の方向に196.73メートルの地点  
補助点ヲ 基点8号から311度40分01秒の方向に50.00メートルの地点  
補助点ワ 基点10号から250度40分24秒の方向に80.27メートルの地点  
補助点カ 基点10号から306度23分03秒の方向に50.00メートルの地点  
補助点コ 基点11号から311度05分23秒の方向に50.00メートルの地点

---

**福岡県告示第389号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
（第1工区）鞍手郡鞍手町大字古門字倉坂2828番29、2828番31から2828番38まで及び2828番40
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区東公園7番7  
福岡県知事 小川 洋

---

**福岡県告示第390号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年2月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人チェルノブイリ医療支援ネットワーク

(2) 代表者の氏名

河上 雅夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県古賀市駅東2丁目6番26号パステル館203号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、チェルノブイリ原発事故などの原子力災害による被災者に対して、世界の人々と協力して、医療援助を中心とした支援を行うことで、被災者の福祉の向上と、国際交流の促進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第391号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字大隈字畑田118番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字大隈1170番地

八尋 政春

**福岡県告示第392号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	7	福岡市東区箱崎4丁目36番18号 福岡県建設業協同組合	福岡市博多区東公園7番7号ほか1箇所 (今回変更した売りさばき所) 福岡市東区箱崎1丁目1番1号 福岡土木会館内	平成25年4月1日
旧			福岡市博多区東公園7番7号ほか1箇所 (今回変更した売りさばき所) 福岡市東区箱崎1丁目18番1号 福岡県福岡県土整備事務所建築指導課内	

**福岡県告示第393号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	84	飯塚市新立岩8番1号 飯塚建築士会 会長 曾根安彦	飯塚市新立岩8番1号 福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課内	平成25年4月1日
旧		飯塚市新立岩8番1号 社団法人福岡県建築士会飯塚支部 支部長 曾根安彦		

**福岡県告示第394号**



道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	直 方 行 橋 線	前	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字中津熊309番13先まで	8.1 ～ 40.7	1,150.2
				行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字吉国499番1先まで	14.5 ～ 50.0	513.0
			前	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字中津熊309番13先まで	8.1 ～ 40.7	1,163.8
				行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字中津熊309番13先まで	8.1 ～ 40.7	1,150.2
			後	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字吉国499番1先まで	14.5 ～ 50.0	513.0

**福岡県告示第395号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
				京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	11.5 ～ 115.0	6,930.2
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
				京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	11.5 ～ 115.0	6,930.2

**福岡県告示第396号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	直 方 行 橋 線	行橋市大字延永1082番先から 行橋市大字上津熊42番3先まで

**福岡県告示第397号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	須磨園 南原曾根 線	京都郡苅田町大字新津1471番5先から 京都郡苅田町大字尾倉4064番1先まで
京 築	須磨園 南原曾根 線	京都郡苅田町大字新津1471番5先から 京都郡苅田町大字尾倉4064番1先まで

**福岡県告示第398号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小 川 洋

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指 定 年月日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
特定非営利活動法人ヘルスアンドライツサポートうりずん 福岡県直方市知古1丁目6番48号	特定非営利活動法人ヘルスアンドライツサポートうりずん 福岡県直方市知古1丁目6番48号	中嶋 和代 昭和27年3月13日 福岡県直方市感田2893番3号	H25.3.1	要介護認定調査事務	無

**福岡県告示第399号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字英彦山字文珠拜ノ下1856

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字文珠拜ノ下1856（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第400号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市上臼井字平原1712（次の図に示す部分に限る。）、字城ノ辻2160の3・2212  
（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第401号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市縁山畑字中古子104の1・105の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第402号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字朽網3856の254、3856の256（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

3856の254・3856の256（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第403号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
遠賀郡岡垣町大字手野字城ヶ原1247、1248、1249の1、1249の2、1243の1・1243の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字長者原1267、1282の54
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字城ヶ原1243の1・1243の7・1247・1248・1249の1・1249の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字長者原1267・1282の54（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第404号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北九州市小倉南区大字呼野字横町782から784まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字山ノ神南785・787（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第405号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
久留米市田主丸町石垣字冥荷谷1401、字岩屋1402の1、字耳納1409の1、田主丸町益生田字大平230、田主丸町森部字水船谷1234の1から1234の3まで、1316、字笹ヶ谷1296の1、1296の2、1303の3、1299の2、字京ノ尾1311の6、字桂尾1313、1312、字下寺床1314の4、字基谷1317、字エグ水1318の3、1319の2、字平原1320の2

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第406号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和47年8月18日農林省告示第1469号（1、2及び4に係るものに限る。ただし、4は豊前市及び築上町に属するものは除く。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第407号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成25年2月26日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人高齢者グッドケアサポートセンター

## (2) 代表者の氏名

久芳 恵子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市城町2丁目51番地4

## (4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、高齢者・障害者等の健康と自立した生活の支援を図るとともに、地域の相互扶助機能の活性化の促進を目指して、高齢者・障害者等に対して、介護保険、その他に関する事業等を行い、豊かで活力のある社会の構築、発展に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、高齢者・障害者・求職者等の健康と自立した生活の支援を図るとともに、地域の相互扶助機能の活性化の促進を目指して、高齢者・障害者・求職者等に対して、介護保険、その他に関する事業等を行い、豊かで活力のある社会の構築、発展に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第408号**



福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代4月号	雑誌15277-04	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント4月号	雑誌05267-4	株式会社竹書房	

福岡県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年8月福岡県告示第1325号福岡都市計画道路事業8・7・22東大利歩行者専用道路及び福岡都市計画駐車場事業22下大利駅東自転車駐車場〔大野城市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成18年2月3日から平成36年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 氏名

中野ユキ子

(2) 所在地

福岡県久留米市高良内町208番地1

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成25年2月28日

4 処分の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の10に規定する使用人が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ホに該当するに至り法第14条の3の2第1項第4号に該当するため

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

平成25年度県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務の委託

## 2 競争入札参加者の資格

### (1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者  
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

### (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

### (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し  
チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション  
イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）  
ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班  
イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年4月3日（水曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

---

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

ア 名称

平成25年度県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務の委託

イ 数量

入札仕様書による。

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成25年4月3日までに、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）  
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について

別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年4月24日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-05（運送）又は13-11（その他）で、「AA」又は「A」の等級に格付されている者（事前に福岡県総務部総務事務センター調達班で等級の格付の確認をすること。）

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、世帯への配布とする。

イ 同程度の基準は、1万世帯以上への配布とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成25年3月15日（金）から平成25年4月24日（水）までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成25年4月24日（水）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政10号会議室（行政棟地下1階）

(2) 日時

平成25年4月25日（木）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（平成24年度配布見込み部数3,094,701部に1部当たりの入札単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の

納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（平成24年度配布見込み部数3,094,701部に1部当たりの契約単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
Delivering of Fukuoka Prefecture's Newsletter in Fukuoka City
- (2) Time Limit of Tender  
5:00pm on April 24, 2013
- (3) Contact Point for the Notice:  
Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-City, 812-8577, Japan  
TEL 092-643-3102

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋



- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
公用パーソナルコンピュータ（開発用）賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加できない者
    - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
    - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
      - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
      - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
      - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
      - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
      - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
      - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
    - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
    - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
    - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
    - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
  - (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
    - ア 従業員数
    - イ 年間売上高
    - ウ 自己資本金
    - エ 流動比率
    - オ 経営年数

- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
  - (1) 申請の方法  
次の書類を知事に提出するものとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
    - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
    - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
    - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
    - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
    - カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
    - キ 役員名簿
    - ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
    - ケ 営業概要表（様式第5号）
    - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
    - サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
    - シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
    - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
  - ソ I S O 9000シリーズ及びI S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
  - タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
  - チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
  - イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
  - ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
  - イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
  - ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成25年4月3日（水曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札

に付します。

平成25年3月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品の名称及び数量  
公用パーソナルコンピュータ（開発用）賃貸借契約
  - (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
  - (3) 賃貸借期間  
平成25年6月1日から平成28年5月31日までの間
  - (4) 納入場所  
福岡県警察本部情報管理課
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の（3）の部局へ提出すること。
- (1) 申請書の入手先  
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-641-7838
- (2) 申請書の価格  
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年4月24日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA・A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線6675

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

- (1) 期間等

平成25年3月15日（金）から平成25年4月23日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

- (2) 場所

5の部局とする。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の受領期限及び提出場所

- (1) 受領期限

平成25年4月24日（水）午後5時45分

- (2) 提出場所

5の部局とする。

- (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

- 10 開札の日時及び場所

- (1) 日時

平成25年4月25日（木）午前11時00分

- (2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

- 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の105を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を

提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for personal computers for official use (for system creation)
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on April 24, 2013
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext 6675)

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、苅田港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成25年3月15日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 小川 洋

## 1 港湾計画の変更の概要

苅田港港湾計画（昭和49年運輸省告示第281号によりその概要を公示し、平成22年3月福岡県公報第3090号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

港湾環境整備施設計画（変更）

地区名	施設	規模	備考
南港	緑地	面積 16ha	既定計画の変更計画

## 2 港湾計画の縦覧の場所

- 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- 京都郡苅田町港町29番地 福岡県苅田港務所

**監査委員****監査公表第18号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告（平成24年11月12日24監総第507号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員 小串正伸  
同 進谷庸助  
同 伊藤龍峰  
同 浦田憲一



24県土総第1694号

平成25年 1 月30日

福岡県監査委員 小 申 正 伸 殿  
同 進 谷 庸 助 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 浦 田 憲 一 殿

福岡県知事 小 川 洋

## 監査の結果に係る措置について（通知）

平成24年11月12日付24監総第507号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

## 記

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
南筑後県土整備事務所	工事の負担金収入について、資金計画に定められた期限までに調定が行われていないものがあった。	受託工事一覧の作成等により、所内関係部署の連携を図り、チェック体制を強化することで再発防止に努める。

## 注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	工事請負契約において、一部で適正でないものが見受けられた。	所内関係部署の連携を図り、契約変更時の確認を十分に行うことで、再発防止に努める。
	工事に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。	担当者以外の職員も積算内容の再確認を行うとともに、決裁時のチェックを徹底し、再発防止に努める。

監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査「毒物及び劇物の適正な管理について」を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

## 第 1 監査の概要

## 1 監査テーマ

「毒物及び劇物の適正な管理について」

## 2 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局の出先機関(12)、教育委員会の出先機関(18)、警察本部及び同関係機関(6)の合計36所属
- (2) 監査対象期間：平成24年4月1日から監査当日までとし、必要に応じて過去2年間を対象とした。
- (3) 監査実施期間：平成24年10月10日から平成24年12月6日
- 監査対象機関（所属）ごとの監査実施日は、次のとおりである。

部 等	所 属	監査実施日
保健医療介護部 (3所属)	田川保健福祉事務所	平成24年11月6日
	北筑後保健福祉環境事務所久留米分庁舎	平成24年10月16日
	保健環境研究所	平成24年11月8日
商工部 (3所属)	工業技術センター化学繊維研究所	平成24年10月25日
	工業技術センター生物食品研究所	平成24年10月16日
	工業技術センター機械電子研究所	平成24年10月23日
農林水産部 (6所属)	農業総合試験場	平成24年11月1日
	福岡農林事務所北筑前普及指導センター	平成24年11月15日
	農業大学校	平成24年11月1日
	中央家畜保健衛生所	平成24年12月6日
	水産海洋技術センター	平成24年11月29日
	水産海洋技術センター有明海研究所	平成24年11月13日
教育委員会 (18所属)	行橋高等学校	平成24年10月18日
	小倉高等学校	平成24年10月18日
	小倉工業高等学校	平成24年10月18日
	八幡南高等学校	平成24年10月23日
	福岡高等学校	平成24年12月6日
	福岡中央高等学校	平成24年10月10日
	福岡農業高等学校	平成24年10月25日
	武蔵台高等学校	平成24年11月8日
	糸島農業高等学校	平成24年11月29日
	久留米筑水高等学校	平成24年11月13日
	明善高等学校	平成24年10月16日
	大川樟風高等学校	平成24年11月27日
	大牟田北高等学校	平成24年12月4日
	福島高等学校	平成24年11月27日
	朝倉高等学校	平成24年12月4日
	西田川高等学校	平成24年11月6日
鞍手高等学校	平成24年11月15日	
教育センター	平成24年10月30日	
警察本部 (6所属)	科学捜査研究所	平成24年10月10日
	薬物銃器対策課	平成24年10月10日
	鑑識課	平成24年10月10日
	第一機動隊	平成24年10月10日
	早良警察署	平成24年12月6日
	粕屋警察署	平成24年10月30日

### 3 監査の視点

- (1) 盗難紛失防止に対する必要な措置がされているか。
  - ・保管設備の施錠等
  - ・受払記録簿の整備、在庫量の定期的点検、使用量の把握
- (2) 飛散、漏れ等に対する必要な措置がされているか。
- (3) 容器、陳列場所の表示等、毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）の表示は適切にされているか。
- (4) 毒物劇物の使用後の廃棄処理が適切に行われているか。
- (5) 事故の際の危機管理体制は整えられているか。
  - ・マニュアル、連絡体制等の整備
- (6) 不要な毒物劇物を保管していないか。
- (7) 毒物劇物の購入は適正な量であるか。
- (8) 毒物劇物の保管管理等について、職員に周知されているか。

### 4 監査の範囲等

監査の視点に基づき、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に指定する毒物劇物の保管管理状況について、監査調書に基づきヒアリングを行うとともに、現物確認を行った。

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

部 名	件数	内 容
農林水産部	1	毒物劇物の保管容器及び専用保管庫の転倒防止の措置がなされていなかった。

### 3 意見事項

- (1) 応急措置の規定や連絡網が無い所属においては、不測の事態に備えるためにも速やかに整備するとともに、既に整備されている所属においても常に実態と合ったものになるよう努めていくことが望まれる。
- (2) 長期間使用していない毒物劇物を保管することは、盗難紛失や事故防止の観点から適切でないため、今後も使用の見込みがないものは廃棄処分を行うことが望まれる。
- (3) 毒物劇物を保管管理している所属においては、職員に対する保管管理の周知が徹底されることが必要であり、研修の実施は効率的かつ効果的であると考えられるため、定期的実施することが望まれる。
- (4) 危害防止規定の整備は自主的なものであるが、毒物劇物を適正に管理するためには規定を整備し、管理体制を明瞭にすることが望まれる。
- (5) MSDSの整備については、毒物劇物に関する必要な情報が記載されているものであるため、整備を行い有効に活用することが望まれる。

**監査公表第20号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等37か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一



## 第 1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関37機関  
 (2) 監査対象期間：平成23年9月1日～平成24年8月31日  
 (3) 監査実施期間：平成24年10月2日～平成24年12月13日  
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

	監査対象機関名	監査実施日
新社会推進部	ア ジ ア 文 化 交 流 セ ン タ ー	平成24年11月13日～平成24年11月15日
	女 性 相 談 所	平成24年10月25日
	パ ス ポ ー ト セ ン タ ー	平成24年10月18日～平成24年10月19日
保健医療介護部	筑 紫 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成24年12月11日～平成24年12月13日
	粕 屋 保 健 福 祉 事 務 所	平成24年10月22日～平成24年10月24日
	糸 島 保 健 福 祉 事 務 所	平成24年10月16日～平成24年10月17日
	宗 像 ・ 遠 賀 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成24年11月5日～平成24年11月7日
	嘉 穂 ・ 鞍 手 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成24年10月2日～平成24年10月4日
	田 川 保 健 福 祉 事 務 所	平成24年12月4日～平成24年12月7日
	北 筑 後 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成24年11月20日～平成24年11月22日
	南 筑 後 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成24年11月27日～平成24年11月29日
	京 築 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	平成24年10月10日～平成24年10月12日
	保 健 環 境 研 究 所	平成24年10月18日～平成24年10月19日
	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	平成24年10月25日
福祉労働部	食 肉 衛 生 検 査 所	平成24年10月25日
	福 岡 児 童 相 談 所	平成24年11月13日～平成24年11月15日
	久 留 米 児 童 相 談 所	平成24年10月25日
	田 川 児 童 相 談 所	平成24年10月25日
	大 牟 田 児 童 相 談 所	平成24年10月16日～平成24年10月17日
	宗 像 児 童 相 談 所	平成24年10月25日
	京 築 児 童 相 談 所	平成24年11月8日
	福 岡 学 園	平成24年10月10日～平成24年10月12日
	筑 後 い ず み 園	平成24年10月16日～平成24年10月17日
	障 害 者 更 生 相 談 所	平成24年10月25日
	粕 屋 新 光 園	平成24年10月30日～平成24年11月1日
	福 岡 労 働 者 支 援 事 務 所	平成24年11月8日
	北 九 州 労 働 者 支 援 事 務 所	平成24年10月25日
	筑 後 労 働 者 支 援 事 務 所	平成24年11月8日
	筑 豊 労 働 者 支 援 事 務 所	平成24年10月25日
	福 岡 高 等 技 術 専 門 校	平成24年10月18日～平成24年10月19日
戸 畑 高 等 技 術 専 門 校	平成24年11月27日～平成24年11月29日	
小 竹 高 等 技 術 専 門 校	平成24年10月30日～平成24年11月1日	
久 留 米 高 等 技 術 専 門 校	平成24年12月11日～平成24年12月13日	

監査対象機関名		監査実施日
福祉 労働 部	大 牟 田 高 等 技 術 専 門 校	平成24年11月13日～平成24年11月15日
	田 川 高 等 技 術 専 門 校	平成24年10月30日～平成24年11月1日
	小 倉 高 等 技 術 専 門 校	平成24年12月11日～平成24年12月13日
	福 岡 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校	平成24年11月20日～平成24年11月22日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況については、収入認定や各種扶助費の認定及び支給の状況に加え、扶養義務や医療扶助の受給状況についての調査や指導が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

## 3 監査の範囲等

### (1) 財務に関する事務の監査の範囲

#### ア 収入

調定の状況、現金領収書の取扱い及び払込みの状況、保管現金の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

#### イ 支出

災害補償費、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費の執行状況

#### ウ 人件費

報酬の支給状況、通勤手当の変更分の認定及び支給並びに高速等加算の精算の状況

#### エ 契約

役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費の契約締結及び履行確認の状況、単価契約及び長期継続契約の状況

#### オ 公有財産

土地、建物等の増減及び管理の状況

#### カ 物品

新規受入物品及び既存物品の管理状況

#### キ 扶助費

扶助費の執行状況

### (2) 重点事項の監査の範囲等

#### ア 監査対象機関

保健福祉（環境）事務所 8 機関

#### イ 監査の内容

生活保護費の支給状況について

#### ウ 監査の視点

(ア) 新規申請時における扶養義務調査は、適正に行われているか。

(イ) 医療扶助における受診状況把握対象者[注1]のうち、頻回受診者[注2]に対する受診指導等は、適正に行われているか。

a 頻回受診者に対する適正受診の指導状況

b 後発医薬品の使用促進に関する取組状況

[注 1] 同一傷病で、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている外来患者（  
歯科除く。）

[注 2] 上記のうち、嘱託医との協議等をもとに各監査対象機関が頻回受診と判断した者

(ウ) 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給は、適正に行われているか。

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

### 1 財務に関する事務

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	説 明
新社会推進部 アジア文化交流 センター	収 入	収入の会計年度所属区分が、地方自治法施行令によらず誤っていた。（1件 2,682,374円）
		駐車場使用料の金融機関への払い込みが、財務規則によらず遅延していた。（ 195件）
保健医療介護部 京築保健福祉 環境事務所	支 出	生活保護費の支給において、児童扶養手当の認定誤りにより、支給過となっ ていた。（1件166,290円）

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	説 明
保健医療介護部	収 入	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べ、3機関で、 32,792,588円増加している。（3件）
	支 出	生活保護費の支給において、新規就労控除の認定誤りにより、支給過となっ ていた。（2件51,500円）
		生活保護費の支給において、児童養育加算の認定誤りにより、支給過となっ ていた。（2件45,000円）
		生活保護費の支給において、子ども手当の認定誤りにより、支給過となってい た。（1件30,000円）
		生活保護費の支給において、給食費の認定誤りにより、支給過となっていた。 （1件45,100円）
	そ の 他	生活保護の医療扶助において、頻回受診者指導台帳が整備されず、頻回受診者 の把握がされていなかった。（3件）
所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない通帳 が保管されていた。（1件）		
		所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない現金 が保管されていた。（1件5,003円）

対象部局名	調査区分	説 明
福祉労働部	収 入	建物貸付料の調定が遅延していた。 (2件613,200円)
	契 約	変更委託契約書において、契約の相手方の記載に誤りがあった。(1件)
		水質検査業務委託において、誤った請求書により支払いが行われていた。(1件)
	財 産	緊急用前渡資金で購入した物品について、財務規則に基づく物品の引継、出納通知及び供用の手続きが行われていなかった。(176件)
	その他	所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない通帳が保管されていた。(4件)

## (3) 意見事項

生活保護費返還金の収入未済において、その額が前年度に比べて14,124,358円減少しているが、収入未済額が122,755,979円と多額である監査対象機関が1機関あるため、今後とも収入未済解消に向けた努力が望まれる。

## 2 重点事項

## (1) 調査対象

ア 新規申請時における扶養義務調査については、監査対象期間中に生活保護を申請した2,171世帯のうち、88世帯(抽出率4.1%)を抽出し調査を行った。

イ 頻回受診者に対する適正受診の指導状況については、監査対象期間中の受診状況把握対象者237名のうち、34名(抽出率14.3%)を抽出し調査を行った。また、後発医薬品の使用促進に関する取組状況について調査を行った。

ウ 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給については、監査対象期間末現在の被保護世帯数14,884世帯のうち、597世帯(抽出率4.0%)を抽出し調査を行った。

## (2) 調査結果

ア 新規申請時における扶養義務調査は、適正に行われていた。

イ 頻回受診者に対する適正受診の指導状況については、頻回受診者指導台帳が整備されず頻回受診者の把握がされていないものが3件(注意事項)あった。また、抽出調査した受診状況把握対象者のうち、頻回受診者の把握が十分でないものが、一部見受けられた。さらに、頻回受診者に対する受診指導が遅れていたものが、一部見受けられた。後発医薬品の使用促進に関する取組状況については、その使用促進を図るため、平成24年度当初から取組方法について検討を進め、同年10月から、被保護世帯への後発医薬品の使用を促すチラシの配付や適正受診指導員による薬局への後発医薬品の使用促進に関する協力依頼等が適正に行われていた。

ウ 収入認定並びに扶助費の認定及び支給については、児童扶養手当の認定誤りによる支給過が1件(指摘事項)、新規就労控除等の認定誤りによる支給過が6件(注意事項)あった。この他、扶助費の認定等に当たって確認が十分でないものが、一部見受けられた。

## (3) 意見事項

- ア 民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとされていることから、今後とも扶養義務調査は徹底して行い、生活保護費を適正に給付する必要がある。
- イ 生活保護費の50%以上を占める医療扶助を適正に行うため、頻回受診者への適正受診指導の徹底を図るとともに、後発医薬品の使用促進に向け、今後、より一層の取り組みが必要である。
- ウ 生活保護費を適正に支給するため、収入認定及び各種扶助費の認定等は、所内のチェック体制をより一層強化し、世帯の状況の的確な把握に努める必要がある。



**監査公表第21号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等40か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

## 第 1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：警察本部関係機関40機関  
 (2) 監査対象期間：平成23年11月1日～平成24年10月31日（12か月間）  
 (3) 監査実施期間：平成25年1月10日～平成25年1月31日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監 査 実 施 日
北 九 州 市 警 察 部	平成25年1月18日
警 察 学 校	平成25年1月31日
交 通 機 動 隊	平成25年1月18日
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	平成25年1月18日
第 一 機 動 隊	平成25年1月31日
第 二 機 動 隊	平成25年1月18日
中 央 警 察 署	平成25年1月23日～平成25年1月24日
博 多 警 察 署	平成25年1月21日～平成25年1月22日
東 警 察 署	平成25年1月18日
南 警 察 署	平成25年1月18日
早 良 警 察 署	平成25年1月23日～平成25年1月24日
西 警 察 署	平成25年1月23日～平成25年1月24日
粕 屋 警 察 署	平成25年1月18日
筑 紫 野 警 察 署	平成25年1月18日
糸 島 警 察 署	平成25年1月11日
宗 像 警 察 署	平成25年1月18日
朝 倉 警 察 署	平成25年1月29日～平成25年1月30日
博 多 臨 港 警 察 署	平成25年1月18日
福 岡 空 港 警 察 署	平成25年1月31日
小 倉 北 警 察 署	平成25年1月16日～平成25年1月17日
小 倉 南 警 察 署	平成25年1月18日

監査対象機関名	監 査 実 施 日
八 幡 東 警 察 署	平成25年 1 月21日～平成25年 1 月22日
八 幡 西 警 察 署	平成25年 1 月18日
折 尾 警 察 署	平成25年 1 月18日
若 松 警 察 署	平成25年 1 月18日
戸 畑 警 察 署	平成25年 1 月16日～平成25年 1 月17日
門 司 警 察 署	平成25年 1 月10日～平成25年 1 月11日
行 橋 警 察 署	平成25年 1 月16日～平成25年 1 月17日
豊 前 警 察 署	平成25年 1 月21日～平成25年 1 月22日
飯 塚 警 察 署	平成25年 1 月18日
嘉 麻 警 察 署	平成25年 1 月10日
直 方 警 察 署	平成25年 1 月10日～平成25年 1 月11日
田 川 警 察 署	平成25年 1 月18日
久 留 米 警 察 署	平成25年 1 月29日～平成25年 1 月30日
小 郡 警 察 署	平成25年 1 月18日
う き は 警 察 署	平成25年 1 月18日
筑 後 警 察 署	平成25年 1 月29日～平成25年 1 月30日
八 女 警 察 署	平成25年 1 月18日
柳 川 警 察 署	平成25年 1 月18日
大 牟 田 警 察 署	平成25年 1 月18日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

## (1) 収入

調定の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（拾得金、緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、証紙収入の消印状況及び証紙金額の確認

## (2) 支出

賃金、報償費、旅費、交際費、食糧費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費等の執行状況

## (3) 人件費

扶養手当・住居手当・通勤手当の変更分の認定及び支給並びに高速加算等の精算の状況、報酬、退職手当及び時間外勤務手当等の支給状況

## (4) 契約

需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費の契約の締結及び履行確認、単価契約及び長期継続契約の状況

## (5) 公有財産

増減及び管理状況

## (6) 物品

新規受入れ物品及び既存の物品の管理状況

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部出先機関の職員研修所等15か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一



## 第 1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部の出先機関15機関  
 (2) 監査対象期間：平成23年 8 月 1 日～平成24年 7 月31日（12か月間）  
 (3) 監査実施期間：平成24年10月 2 日～平成24年10月31日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監 査 実 施 日
職 員 研 修 所	平成24年10月31日
東 京 事 務 所	平成24年10月19日
博 多 県 税 事 務 所	平成24年10月16日～平成24年10月18日
東 福 岡 県 税 事 務 所	平成24年10月 2 日～平成24年10月 4 日
西 福 岡 県 税 事 務 所	平成24年10月10日～平成24年10月12日
筑 紫 県 税 事 務 所	平成24年10月23日～平成24年10月25日
北 九 州 東 県 税 事 務 所	平成24年10月10日～平成24年10月12日
北 九 州 西 県 税 事 務 所	平成24年10月 2 日～平成24年10月 4 日
田 川 県 税 事 務 所	平成24年10月30日
飯 塚 ・ 直 方 県 税 事 務 所	平成24年10月16日～平成24年10月18日
久 留 米 県 税 事 務 所	平成24年10月23日～平成24年10月25日
大 牟 田 県 税 事 務 所	平成24年10月19日
筑 後 県 税 事 務 所	平成24年10月30日
行 橋 県 税 事 務 所	平成24年10月31日
消 防 学 校	平成24年10月19日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、県税の徴収事務における滞納整理及び滞納処分の状況について、重点事項として監査を行った。

## 3 監査の範囲等

## (1) 財務に関する事務の監査の範囲

## ア 収入

使用料、手数料、財産貸付収入、雑入等の調定及び収入事務

## イ 支出

賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

## ウ 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

## エ 契約

契約の締結及び履行確認事務

## オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

## カ 物品

取得、管理及び処分の状況

## キ 県税

個人県民税等の賦課徴収及び債権管理事務

## (2) 重点事項の監査の範囲等

## ア 監査対象機関

県税事務所11機関（大牟田県税事務所を除く）

## イ 監査の視点

## (ア) 滞納整理の状況

- ・催告（文書、電話、臨戸）は適正に行われているか
- ・必要な財産調査は適正に行われているか

## (イ) 滞納処分の状況

- ・財産差押及び換価、交付要求、参加差押等は適正に行われているか

## 第 2 監査の結果

1 今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

## 2 重点事項

県税の平成23年度末現在の収入未済額は171億円余であり、財産調査・差押の強化や高額・悪質困難事案への組織的取り組みの強化等により、前年度に比べ8億6千万円余減少している。

今回の監査において、滞納整理及び滞納処分の状況を調査した結果、事務処理は適正に行われていた。

## (1) 調査件数

平成24年8月末現在で10万円以上滞納している者について、その滞納件数110,156件のうち2,614件（2.4%）を抽出して調査を行った。

## (2) 調査結果

## ア 滞納整理

(ア) 納税を促すための文書及び電話等による催告は、適切な時期に効率的に実施されていた。

(イ) 滞納者の支払能力を確認するための預金、固定資産等の財産調査は、定期的に、また必要に応じて随時実施されていた。

## イ 滞納処分

(ア) 滞納者の預金、自動車、不動産等に対する財産差押及び差押財産の換価は、適切な時期に実施されていた。

(イ) 滞納者の財産が公売、競売により強制換価される場合等に生じる金銭について、配当手続き（交付要求）は、適切な時期に遺漏なく行われていた。

(ウ) 債権保全策として行われる参加差押は、適切な時期に遺漏なく実施されていた。

**監査公表第23号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等132か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

## 第 1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関132機関  
 (2) 監査対象期間：平成23年10月1日～平成24年9月30日（12か月間）  
 (3) 監査実施期間：平成24年11月6日～平成24年12月20日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監 査 実 施 日
福 岡 教 育 事 務 所	平成24年11月27日～平成24年11月29日
北 九 州 教 育 事 務 所	平成24年11月27日～平成24年11月29日
北 筑 後 教 育 事 務 所	平成24年11月13日～平成24年11月14日
南 筑 後 教 育 事 務 所	平成24年11月13日～平成24年11月14日
筑 豊 教 育 事 務 所	平成24年11月6日～平成24年11月7日
京 築 教 育 事 務 所	平成24年11月6日～平成24年11月7日
教 育 セ ン タ ー	平成24年11月21日
体 育 研 究 所	平成24年11月8日
美 術 館	平成24年11月8日
図 書 館	平成24年11月8日
社 会 教 育 総 合 セ ン タ ー	平成24年12月7日
英 彦 山 青 年 の 家	平成24年11月8日
少 年 自 然 の 家 「 玄 海 の 家 」	平成24年11月8日
九 州 歴 史 資 料 館	平成24年11月21日
青 豊 高 等 学 校	平成24年11月8日
築 上 西 高 等 学 校	平成24年12月7日
育 徳 館 高 等 学 校	平成24年11月8日
苅 田 工 業 高 等 学 校	平成24年11月8日
京 都 高 等 学 校	平成24年12月4日
行 橋 高 等 学 校	平成24年11月8日
門 司 学 園 高 等 学 校	平成24年12月5日
門 司 大 翔 館 高 等 学 校	平成24年11月8日
小 倉 南 高 等 学 校	平成24年11月8日
小 倉 商 業 高 等 学 校	平成24年12月7日
小 倉 高 等 学 校	平成24年12月6日
小 倉 工 業 高 等 学 校	平成24年11月8日

監査対象機関名	監 査 実 施 日
小 倉 西 高 等 学 校	平成24年11月 8 日
北 九 州 高 等 学 校	平成24年11月 8 日
小 倉 東 高 等 学 校	平成24年11月 8 日
戸 畑 高 等 学 校	平成24年11月 8 日
ひ び き 高 等 学 校	平成24年11月 8 日
戸 畑 工 業 高 等 学 校	平成24年11月 8 日
若 松 高 等 学 校	平成24年11月 8 日
若 松 商 業 高 等 学 校	平成24年11月 8 日
八 幡 高 等 学 校	平成24年12月 4 日
八 幡 中 央 高 等 学 校	平成24年11月 8 日
八 幡 工 業 高 等 学 校	平成24年11月 8 日
八 幡 南 高 等 学 校	平成24年12月 5 日
北 筑 高 等 学 校	平成24年11月 8 日
東 筑 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
折 尾 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
中 間 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
遠 賀 高 等 学 校	平成24年12月 4 日
宗 像 高 等 学 校	平成24年11月22日
光 陵 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
水 産 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
玄 界 高 等 学 校	平成24年11月20日
新 宮 高 等 学 校	平成24年12月13日
福 岡 魁 誠 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
須 恵 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
宇 美 商 業 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
香 住 丘 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
香 椎 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
香 椎 工 業 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
博 多 青 松 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
福 岡 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
筑 紫 丘 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
柏 陵 高 等 学 校	平成24年12月11日
福 岡 中 央 高 等 学 校	平成24年11月 9 日
城 南 高 等 学 校	平成24年12月18日
修 猷 館 高 等 学 校	平成24年12月12日
福 岡 工 業 高 等 学 校	平成24年11月20日

監査対象機関名	監 査 実 施 日
福 岡 講 倫 館 高 等 学 校	平成24年11月9日
早 良 高 等 学 校	平成24年11月9日
玄 洋 高 等 学 校	平成24年11月9日
筑 前 高 等 学 校	平成24年11月9日
春 日 高 等 学 校	平成24年11月9日
太 宰 府 高 等 学 校	平成24年11月9日
福 岡 農 業 高 等 学 校	平成24年11月30日
筑 紫 中 央 高 等 学 校	平成24年11月15日
武 蔵 台 高 等 学 校	平成24年11月15日
筑 紫 高 等 学 校	平成24年11月15日
糸 島 高 等 学 校	平成24年11月15日
糸 島 農 業 高 等 学 校	平成24年11月15日
小 郡 高 等 学 校	平成24年11月15日
三 井 高 等 学 校	平成24年11月15日
久 留 米 筑 水 高 等 学 校	平成24年12月13日
明 善 高 等 学 校	平成24年11月22日
久 留 米 高 等 学 校	平成24年12月12日
三 瀧 高 等 学 校	平成24年11月15日
大 川 樟 風 高 等 学 校	平成24年11月15日
伝 習 館 高 等 学 校	平成24年11月15日
山 門 高 等 学 校	平成24年11月15日
三 池 高 等 学 校	平成24年12月11日
三 池 工 業 高 等 学 校	平成24年11月15日
大 牟 田 北 高 等 学 校	平成24年11月15日
あ り あ け 新 世 高 等 学 校	平成24年11月30日
八 女 高 等 学 校	平成24年11月15日
八 女 工 業 高 等 学 校	平成24年11月15日
福 島 高 等 学 校	平成24年11月15日
八 女 農 業 高 等 学 校	平成24年12月14日
浮 羽 工 業 高 等 学 校	平成24年11月15日
浮 羽 究 真 館 高 等 学 校	平成24年11月15日
朝 倉 高 等 学 校	平成24年11月15日
朝 倉 東 高 等 学 校	平成24年11月15日
朝 倉 光 陽 高 等 学 校	平成24年11月15日
田 川 高 等 学 校	平成24年12月13日
東 鷹 高 等 学 校	平成24年11月16日



監査対象機関名	監 査 実 施 日
田 川 科 学 技 術 高 等 学 校	平成24年11月16日
西 田 川 高 等 学 校	平成24年11月16日
稲 築 志 耕 館 高 等 学 校	平成24年12月18日
嘉 穂 高 等 学 校	平成24年11月16日
嘉 穂 東 高 等 学 校	平成24年11月16日
嘉 穂 総 合 高 等 学 校	平成24年11月16日
鞍 手 高 等 学 校	平成24年11月16日
直 方 高 等 学 校	平成24年11月16日
筑 豊 高 等 学 校	平成24年12月 6 日
鞍 手 竜 徳 高 等 学 校	平成24年11月16日
築 城 特 別 支 援 学 校	平成24年11月16日
小 倉 聴 覚 特 別 支 援 学 校	平成24年12月 5 日
北 九 州 視 覚 特 別 支 援 学 校	平成24年11月16日
特 別 支 援 学 校 「 北 九 州 高 等 学 園 」	平成24年11月16日
古 賀 特 別 支 援 学 校	平成24年11月16日
福 岡 特 別 支 援 学 校	平成24年11月16日
福 岡 聴 覚 特 別 支 援 学 校	平成24年12月11日
福 岡 高 等 聴 覚 特 別 支 援 学 校	平成24年12月12日
太 宰 府 特 別 支 援 学 校	平成24年11月20日
福 岡 視 覚 特 別 支 援 学 校	平成24年11月22日
福 岡 高 等 視 覚 特 別 支 援 学 校	平成24年11月16日
特 別 支 援 学 校 「 福 岡 高 等 学 園 」	平成24年12月14日
小 郡 特 別 支 援 学 校	平成24年12月20日
久 留 米 聴 覚 特 別 支 援 学 校	平成24年12月18日
田 主 丸 特 別 支 援 学 校	平成24年11月16日
柳 河 特 別 支 援 学 校	平成24年11月16日
筑 後 特 別 支 援 学 校	平成24年11月16日
川 崎 特 別 支 援 学 校	平成24年12月19日
嘉 穂 特 別 支 援 学 校	平成24年11月16日
直 方 聾 学 校	平成24年11月16日
直 方 養 護 学 校	平成24年12月20日
育 徳 館 中 学 校	平成24年11月 8 日
門 司 学 園 中 学 校	平成24年12月 6 日
輝 翔 館 中 等 教 育 学 校	平成24年12月19日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

### (1) 収入

使用料、手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定及び収入事務

### (2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、委託料、扶助費等の支出事務

### (3) 人件費

報酬、諸手当の認定及び支給事務

### (4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

### (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

### (6) 物品

取得、管理及び処分の状況

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

### 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

### 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

区 分	件数	説 明
支出	1	備品の購入において、工事請負費から支出していたものがあった。

**監査公表第24号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を商工部出先機関の福岡中小企業振興事務所等10か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員	小 申 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

## 第 1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：商工部の出先機関10機関
- (2) 監査対象期間：平成23年12月1日～平成24年11月30日（12か月間）
- (3) 監査実施期間：平成25年1月9日～平成25年1月17日  
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監 査 実 施 日
福 岡 中 小 企 業 振 興 事 務 所	平成25年1月11日
久 留 米 中 小 企 業 振 興 事 務 所	平成25年1月9日
北 九 州 中 小 企 業 振 興 事 務 所	平成25年1月11日
飯 塚 中 小 企 業 振 興 事 務 所	平成25年1月10日
計 量 検 定 所	平成25年1月11日
大 阪 事 務 所	平成25年1月9日～平成25年1月10日
工 業 技 術 セ ン タ ー	平成25年1月9日～平成25年1月10日
工 業 技 術 セ ン タ ー 生 物 食 品 研 究 所	平成25年1月16日～平成25年1月17日
工 業 技 術 セ ン タ ー イ ン テ リ ア 研 究 所	平成25年1月16日～平成25年1月17日
工 業 技 術 セ ン タ ー 機 械 電 子 研 究 所	平成25年1月16日～平成25年1月17日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

- (1) 収入  
使用料、手数料、受託事業収入等の調定及び収入事務
- (2) 支出  
賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費  
報酬、通勤手当の認定及び支給事務
- (4) 契約  
契約の締結及び履行確認事務
- (5) 公有財産  
土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- (6) 物品  
取得、管理及び処分の状況

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を筑紫保健福祉環境事務所等34か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

随時監査（2次分）結果報告

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関の34機関
- (2) 監査対象期間：平成24年3月1日又は平成24年4月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成24年9月3日～平成24年10月30日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	平成24年3月1日から 平成24年9月18日まで	平成24年9月18日
	粕屋保健福祉事務所	平成24年3月1日から 平成24年9月19日まで	平成24年9月19日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	平成24年3月1日から 平成24年9月25日まで	平成24年9月25日
	北筑後保健福祉環境事務所	平成24年3月1日から 平成24年9月14日まで	平成24年9月14日
	保健環境研究所	平成24年3月1日から 平成24年9月21日まで	平成24年9月21日
	精神保健福祉センター	平成24年3月1日から 平成24年9月20日まで	平成24年9月20日
商工部	北九州中小企業振興事務所	平成24年4月1日から 平成24年10月16日まで	平成24年10月16日
	飯塚中小企業振興事務所	平成24年4月1日から 平成24年10月11日まで	平成24年10月11日
	計量検定所	平成24年4月1日から 平成24年10月10日まで	平成24年10月10日
教育委員会	南筑後教育事務所	平成24年3月1日から 平成24年9月3日まで	平成24年9月3日
	美術館	平成24年3月1日から 平成24年9月13日まで	平成24年9月13日
	八幡中央高等学校	平成24年3月1日から 平成24年9月5日まで	平成24年9月5日
	遠賀高等学校	平成24年3月1日から 平成24年9月6日まで	平成24年9月6日
	早良高等学校	平成24年3月1日から 平成24年9月7日まで	平成24年9月7日
	山門高等学校	平成24年3月1日から 平成24年9月12日まで	平成24年9月12日
	八女工業高等学校	平成24年3月1日から 平成24年9月11日まで	平成24年9月11日
	北九州視覚特別支援学校	平成24年3月1日から 平成24年9月4日まで	平成24年9月4日
警察本部関係機関	北九州市警察部	平成24年4月1日から 平成24年10月9日まで	平成24年10月9日
	東警察署	平成24年4月1日から 平成24年10月26日まで	平成24年10月26日
	南警察署	平成24年4月1日から 平成24年10月2日まで	平成24年10月2日
	早良警察署	平成24年4月1日から 平成24年10月5日まで	平成24年10月5日
	西警察署	平成24年4月1日から 平成24年10月23日まで	平成24年10月23日



	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
警察本部 関係機関	宗 像 警 察 署	平成24年 4 月 1 日から 平成24年10月25日まで	平成24年10月25日
	博 多 臨 港 警 察 署	平成24年 4 月 1 日から 平成24年10月17日まで	平成24年10月17日
	小 倉 南 警 察 署	平成24年 4 月 1 日から 平成24年10月16日まで	平成24年10月16日
	八 幡 東 警 察 署	平成24年 4 月 1 日から 平成24年10月18日まで	平成24年10月18日
	八 幡 西 警 察 署	平成24年 4 月 1 日から 平成24年10月 4 日まで	平成24年10月 4 日
	戸 畑 警 察 署	平成24年 3 月 1 日から 平成24年9月27日まで	平成24年 9 月27日
	行 橋 警 察 署	平成24年 4 月 1 日から 平成24年10月19日まで	平成24年10月19日
	飯 塚 警 察 署	平成24年 4 月 1 日から 平成24年10月24日まで	平成24年10月24日
	直 方 警 察 署	平成24年 4 月 1 日から 平成24年10月3日まで	平成24年10月 3 日
	久 留 米 警 察 署	平成24年 3 月 1 日から 平成24年 9 月28日まで	平成24年 9 月28日
	小 郡 警 察 署	平成24年 4 月 1 日から 平成24年10月30日まで	平成24年10月30日
	柳 川 警 察 署	平成24年 3 月 1 日から 平成24年 9 月26日まで	平成24年 9 月26日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等 9 支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において、下記事項を除き適正に執行されていた。

## 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

## 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	内 容
保健医療介護部	支出	1	退職者の給与（共済掛金還付金）が、3か月支給されず所属の口座に残っていた。
	財 産	3	物品購入において、物品購入伺書等の必要書類が作成されていないものがあった。
商工部	財 産	1	物品購入において、一括発注すべき物品を、分割して発注及び支払いを行っていた。
教育委員会	支出	2	県外出張の旅費において、宿泊料の算定を誤ったため、支給過となっていた。
		8	物品購入代金の請求書において、1か月ほどの受付遅延及び支払遅延があった。

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を行政経営企画課等62か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

随時監査（3次分）結果報告

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局、教育委員会及び警察本部の62機関
- (2) 監査対象期間：平成24年5月1日、平成24年6月1日又は平成24年7月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成24年11月2日～平成25年1月29日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	行政経営企画課	平成24年5月1日から 平成24年11月13日まで	平成24年11月13日
	県民情報広報課	平成24年5月1日から 平成24年11月2日まで	平成24年11月2日
	私学学事振興局	平成24年5月1日から 平成24年11月14日まで	平成24年11月14日
	東京事務所	平成24年7月1日から 平成25年1月16日まで	平成25年1月16日
	博多県税事務所	平成24年7月1日から 平成25年1月25日まで	平成25年1月25日
	北九州西県税事務所	平成24年7月1日から 平成25年1月23日まで	平成25年1月23日
	飯塚・直方県税事務所	平成24年7月1日から 平成25年1月24日まで	平成25年1月24日
振企画部・地域	総合政策課	平成24年5月1日から 平成24年11月13日まで	平成24年11月13日
	情報政策課	平成24年5月1日から 平成24年11月2日まで	平成24年11月2日
新社会推進部	青少年課	平成24年5月1日から 平成24年11月5日まで	平成24年11月5日
	国際交流局	平成24年5月1日から 平成24年11月5日まで	平成24年11月5日
	女性相談所	平成24年7月1日から 平成25年1月29日まで	平成25年1月29日
	パスポートセンター	平成24年7月1日から 平成25年1月29日まで	平成25年1月29日
介保健部医療	医療保険課	平成24年5月1日から 平成24年11月6日まで	平成24年11月6日
	介護保険課	平成24年5月1日から 平成24年11月7日まで	平成24年11月7日
福祉労働部	障害者福祉課	平成24年5月1日から 平成24年11月7日まで	平成24年11月7日
	職業能力開発課	平成24年5月1日から 平成24年11月8日まで	平成24年11月8日
	人権・同和対策局	平成24年5月1日から 平成24年11月8日まで	平成24年11月8日
環境部	自然環境課	平成24年5月1日から 平成24年11月6日まで	平成24年11月6日
商工部	商工政策課	平成24年5月1日から 平成24年11月14日まで	平成24年11月14日
	国際経済観光課	平成24年5月1日から 平成24年11月9日まで	平成24年11月9日
	企業立地課	平成24年5月1日から 平成24年11月9日まで	平成24年11月9日

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
農林水産部	経営技術支援課	平成24年5月1日から 平成24年11月21日まで	平成24年11月21日
	農村森林整備課	平成24年5月1日から 平成24年11月21日まで	平成24年11月21日
	林業振興課	平成24年5月1日から 平成24年11月22日まで	平成24年11月22日
	飯塚農林事務所	平成24年6月1日から 平成24年12月12日まで	平成24年12月12日
	筑後農林事務所	平成24年6月1日から 平成24年12月13日まで	平成24年12月13日
	農業総合試験場筑後分場	平成24年6月1日から 平成24年12月6日まで	平成24年12月6日
	農業総合試験場八女分場	平成24年6月1日から 平成24年12月7日まで	平成24年12月7日
	農業大学校	平成24年6月1日から 平成24年12月4日まで	平成24年12月4日
	筑後家畜保健衛生所	平成24年6月1日から 平成24年12月13日まで	平成24年12月13日
	水産海洋技術センター豊前海研究所	平成24年6月1日から 平成24年12月5日まで	平成24年12月5日
	水産海洋技術センター内水面研究所	平成24年7月1日から 平成25年1月10日まで	平成25年1月10日
県土整備部	県土整備総務課	平成24年5月1日から 平成24年11月16日まで	平成24年11月16日
	企画交通課	平成24年5月1日から 平成24年11月19日まで	平成24年11月19日
	用地課	平成24年5月1日から 平成24年11月19日まで	平成24年11月19日
	河川課	平成24年5月1日から 平成24年11月20日まで	平成24年11月20日
	港湾課	平成24年5月1日から 平成24年11月20日まで	平成24年11月20日
	久留米県土整備事務所	平成24年6月1日から 平成24年12月14日まで	平成24年12月14日
	南筑後県土整備事務所	平成24年7月1日から 平成25年1月11日まで	平成25年1月11日
	直方県土整備事務所	平成24年6月1日から 平成24年12月18日まで	平成24年12月18日
	京築県土整備事務所	平成24年6月1日から 平成24年12月20日まで	平成24年12月20日
	朝倉県土整備事務所	平成24年7月1日から 平成25年1月10日まで	平成25年1月10日
建築都市部	田川県土整備事務所	平成24年6月1日から 平成24年12月19日まで	平成24年12月19日
	飯塚県土整備事務所	平成24年6月1日から 平成24年12月21日まで	平成24年12月21日
	那珂県土整備事務所	平成24年7月1日から 平成25年1月9日まで	平成25年1月9日
建築都市部	建築都市総務課	平成24年5月1日から 平成24年11月15日まで	平成24年11月15日
	都市計画課	平成24年5月1日から 平成24年11月15日まで	平成24年11月15日
	住宅計画課	平成24年5月1日から 平成24年11月16日まで	平成24年11月16日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
都建 部 市築	流 域 下 水 道 事 務 所	平成24年 7 月 1 日から 平成25年 1 月22日まで	平成25年 1 月22日
教 育 委 員 会	企 画 調 整 課	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月22日まで	平成24年11月22日
	施 設 課	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月27日まで	平成24年11月27日
	義 務 教 育 課	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月27日まで	平成24年11月27日
警 察 本 部	総 務 課	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月28日まで	平成24年11月28日
	情 報 管 理 課	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月28日まで	平成24年11月28日
	監 察 官 室	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月28日まで	平成24年11月28日
	少 年 課	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月29日まで	平成24年11月29日
	通 信 指 令 課	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月29日まで	平成24年11月29日
	捜 査 第 三 課	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月29日まで	平成24年11月29日
	組 織 犯 罪 対 策 課	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月30日まで	平成24年11月30日
	交 通 指 導 課	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月30日まで	平成24年11月30日
	公 安 第 三 課	平成24年 5 月 1 日から 平成24年11月30日まで	平成24年11月30日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制



## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において、下記事項を除き適正に執行されていた。

## 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
県土整備部 港湾課	支 出	1	資金前渡されたタクシー借上料の精算及び返納が、されていなかった。

## 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	契 約	1	物品購入において、単価契約が締結されていないにもかかわらず単価契約の方式で購入されていた。

**監査公表第27号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局及び教育委員会の出先機関54か所について実施した随時監査結果の報告（平成24年11月12日24監総第507号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

24教財第458号

平成25年2月1日

福岡県監査委員 小 申 正 伸 殿  
 同 進 谷 庸 助 殿  
 同 伊 藤 龍 峰 殿  
 同 浦 田 憲 一 殿

福岡県教育委員会

## 監査の結果に係る措置について（通知）

平成24年11月12日24監総第507号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

## 記

## 注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	臨時職員の任用更新手続きが行われていなかった。	任用通知書の作成及び本人への交付を行った。今後は、任用の手続きを行う際、同時に任用通知書（案）を添付するとともに、臨時職員一覧表を作成し、交付漏れがないようにする。
	旅行雑費の算定に誤りがあった。	支給過については、速やかに返納済み。今後は、複数人数で十分なチェックを行うことができるようチェック体制について見直しを行い、適切な事務処理に努めるように事務長会等を通じ再度指導を行う。
	宿泊料の算定に誤りがあった。	
	修繕の請負契約額が予定価格を超過していた。	請負契約額が予定価格の範囲内と思い込み事務処理を行った。今後は財務規則を再確認し、適切な事務処理が行えるようチェック体制を強化した。

**監査公表第28号**

平成24年5月8日付けで公表した「基金、出資金、貸付金及び未収金に係る財務に関する事務の執行について（債権管理及び資金運用に関する事務を含む）」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月15日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

24 人 第 1338 号

平成 25 年 2 月 21 日

福岡県監査委員 小 申 正 伸 様  
同 進 谷 庸 助 様  
同 伊 藤 龍 峰 様  
同 浦 田 憲 一 様

福岡県知事 小 川 洋

平成 23 年度 包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

**基金、出資金、貸付金及び未収金に係る財務に関する事務の執行について**  
**(債権管理及び資金運用に関する事務を含む)**

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p><b>1 基金（基金を活用した貸付金を含む）</b></p>	
<p><b>(1) 基金全般</b></p>	
<p><b>基金を維持する必要性及び基金の有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について（意見）</b>                  今回、すべての基金を対象に、設置目的及び規模の適合性や有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。                  基金は、条例に定められた設置目的に沿って具体的な活用方針が決定され、県民にとって効果的な事業が実施されるものである。一方で、環境の変化に伴い基金が県民ニーズに合致しなくなった場合等には、廃止を含め抜本的に見直す必要がある。                  まずは、すべての事項をゼロベースで検討し、その後は、例えば5年ごとに実施することが望ましい。                  また、検討の結果は、県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。</p>	<p>基金事業の必要性、有効性及び成果等については、各部が毎年度行う予算編成作業の中で検証しており、検証が必要な基金の定期的・全庁的な検討は、引き続き、この作業において実施した。                  その結果については、ホームページ等で公表した。                  来年度以降についても、引き続き毎年度の予算編成作業の中で検証作業を実施する。結果の公表については、状況の変化等により、継続の必要性等に変更が生じた場合のみ行う。</p>
<p><b>基金事業の成果検証及び情報公開について（意見）</b>                  県は、基金事業の成果を把握し、検証することが望まれる。                  成果の把握及び検証の方法は、基金ごとに、P D C Aサイクルを実施することが考えられる。また、P D C Aサイクルの各段階の妥当性、公平性を担保するため、学識経験者等で構成される委員会を設置し、当該委員会の意見を反映させることを併せて検討することが望まれる。                  把握した目標の達成度、成果の検証結果については、基金の目的や基金事業の内容と併せて、県のホームページ等で県民にわかりやすく公表することが望まれる。                  ただし、基金の分類のうち「財政調整等三基金」及び「法律等で設置が規定されている基金」については、設置目的から考えて成果の検証といった考え方になじまないと考えられる。</p>	



監査の結果及び意見	講じた措置等
<p><b>国からの交付金を財源とした基金事業に係る検査等の実効性の確保について（意見）</b></p> <p>県は、基金事業が適正に実施されたか検査することが必要である。現在、書面での検査を中心に実施されているが、必要に応じ現地調査又は立入調査等を実施することによりその実効性を確保することが望まれる。</p> <p>当面は、事業の企画、選定、実施等に注力するのはやむを得ないと考えるが、県は検査・監査体制を整備することが必要である。</p> <p>例えば、全庁的に検査に必要な知識を持つ職員を集めた時限的な専門プロジェクトチームの設置や外部専門家の活用などが考えられる。</p> <p>経済対策関連基金は、国からの交付金を原資としているが、県としては、単に国からの交付金に対する補助金適正化法に関する対応だけでなく、県や市町村における事業の執行体制やチェック体制の検証の意味からも県が率先して調査・監査を実施する意義があると考ええる。</p>	<p>国からの交付金を財源とした基金事業について、必要に応じて現地調査又は立入調査を実施することとした。</p>
<p><b>国からの交付金を財源とした基金事業の成果検証及び基金終了後の対応について（意見）</b></p> <p>県は、基金を財源とした事業が終了する場合の県民生活に与える影響を踏まえ、定められた事業実施期間終了までに、同種の事業を実施するか否かの方針を決定する必要がある。</p> <p>すなわち、基金事業自体は県が実施する事業であり、事業の対象は県民であることから、県においても、成果の検証を前提とし、事業の必要性を検討し、継続が必要と判断した場合は、継続事業の計画を策定し実施することが望まれる。</p> <p>なお、国からの交付金を財源とした基金事業であるため、今後も継続が必要である場合は、国に対し財源の追加措置等について要望することも必要である。</p> <p>また、事業の必要性の検討結果及びその後の対応については、県のホームページ等で県民にわかりやすく公表することが望まれる。</p>	<p>延長が必要な一部の基金については、継続的な財源措置に関する要望を行った。その結果、国の補正予算等により、期間の延長と基金の積み増しがなされたところである。</p> <p>事業期間が終了する基金事業の必要性については、事業目的の達成度などの成果検証を行い、その結果を踏まえ、予算編成作業の中で対応を検討した。</p> <p>その結果については、ホームページ等で公表した。</p> <p>来年度以降についても、引き続き毎年度の予算編成作業の中で検証作業を実施する。結果の公表については、状況の変化等により、継続の必要性等に変更が生じた場合のみ行う。</p>
<p>(2) 個別の基金</p>	
<p>① 福岡県営林造成事業振興基金 基金廃止の検討について（意見）</p> <p>本基金は、現在の状況をみると、基金として維持する必要性に乏しく、廃止を検討する必要があると考える。</p>	<p>当基金の廃止については、林業を取り巻く動向を踏まえつつ、引き続き検討を行っていく。</p>
<p>② 福岡県立美術館美術品取得基金 基金の活用方法等の見直しについて（意見）</p> <p>本基金については、一般会計で買戻しを行うほどの資金的余裕がないという県の財政状況などから、本基金を効果的に活用するためには、現在の活用方法の見直し等について検討することが望まれる。</p>	<p>基金の活用方法等について、関係部局間で協議を行った。今後も、美術作品の収集に向け市場調査を行い、優良な美術品が入手できる希少な機会を逃さないよう努め、引き続き、基金の効果的な活用方法等について、関係部局間で協議を行う。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③ 福岡県高齢者等保健福祉基金 基金の活用方針の明確化及び事業内容等の情報公開について（意見）</p> <p>本基金は結果として財源調整的な運用がなされているようにみえるため、県は、明確な方針を策定し県民の福祉の増進に資する取組を行うことが望まれる。</p> <p>高齢者や障害者の保健福祉に関し、県は、高齢者保健福祉計画及び障害者福祉計画を策定している。この2つの計画期間は平成23年度までであり、現在新たな計画を策定中である。これらの計画の策定に当たっては、現状把握、目標の設定、各種施策の立案が行われる。本基金の活用方法についても、これら計画の内容を踏まえ、検討することが望まれる。</p> <p>また、本基金を活用した事業の内容、目標の達成状況などについては、県のホームページ等により積極的に公表することが望まれる。</p>	<p>本基金の充当事業の採択にあたっては、基金の設置目的である「高齢者・障害者及び児童の保健福祉の増進」を実現するため、「在宅福祉サービスを推進する事業」や「健康・生きがいづくりを推進する事業」等に充当するという方針により行っている。今後も、この方針に沿って、適切な事業採択に努める。</p> <p>また、新たに策定された高齢者保健福祉計画及び障害者福祉計画も十分に踏まえ、基金への充当を決定する。</p> <p>当該基金の活用事業を含む主要事業に係る予算や特に重要な事業の成果については、ホームページで公表しており、今後も積極的に行っていく。</p>
<p>④ 福岡県はつらつ高齢社会づくり基金 目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について（意見）</p> <p>果実運用型の基金の場合、限られた運用益収入により事業を行うため、目的適合性の判断だけでなく、事業目的の達成状況についても評価し、効果的な事業へ重点的に財源が配分されているか検討する必要がある。</p> <p>現在、一つの事業のみに基金運用益を充当しているが、高齢者をめぐる環境は変化しているため、基金の目的達成の観点から、効果的な助成事業であるか検討することが望まれる。</p> <p>本基金は、その原資が不適正経理の返還金であるという基金設置の経緯からみても、他の基金や歳出以上に県民に対する説明責任は大きいと考える。その意味でも、他の基金の模範例となるような運用を期待する。</p>	<p>「高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいを持って生活できるはつらつとした高齢社会を実現する」という基金の設置目的を実現するため、事業の採択に当たっては、その事業内容と基金の設置目的が合致しているか、事業の目標が達成されているか等を、所管部署のヒアリングなどを通じて確認、検討した上で、充当の可否を判断している。</p> <p>今後も高齢者を取り巻く環境変化を十分に踏まえ、より効果的な運用に取り組んでいく。</p> <p>また、当該基金の活用事業を含む主要事業に係る予算や特に重要な事業の成果については、ホームページで公表しており、今後も積極的に行っていく。</p>
<p>⑤ 福岡県子ども育成基金 目標設定や効果検証を踏まえた事業選定の仕組みの導入及び情報公開について（意見）</p> <p>本基金は結果として財源調整的な運用がなされているようにみえる。本基金のような果実運用型の基金の場合、限られた運用益収入により事業を行うため、目的適合性の判断だけでなく、事業目的の達成状況についても評価し、より効果的な事業へ重点的に財源を配分することが必要である。</p> <p>子どもの健全育成や子育て支援の推進に関する計画と基金を連携させPDCAサイクルを確立することを提案する。なお、基金と計画の一体管理に伴い、基金管理所管部署も再検討が必要である。</p> <p>本基金は、その原資が不適正経理の返還金であるという基金設置の経緯からみても、他の基金や歳出以上に県民に対する説明責任は大きいと考える。その意味でも、他の基金の模範例となるような運用を期待する。</p>	<p>「子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを積極的に推進する」という基金の設置目的を実現するため、事業の採択に当たっては、その事業内容と基金の設置目的が合致しているかどうかを検証した上で、対象事業を選定している。</p> <p>また、事業目的の達成状況を確認・検討の上、充当事業を決定するなど、より効果的な運用に取り組んでいく。</p> <p>児童福祉行政を統括する部署において、基金の設置目的に従い、今後も対象事業の選定などに引き続き取り組んでいく。</p> <p>なお、当該基金の活用事業を含む主要事業に係る予算や特に重要な事業の成果については、ホームページで公表しており、今後も積極的に行っていく。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑥ 福岡県アンビシャス外国留学支援基金 目標設定や効果検証を踏まえた基金の有効活用について（意見）</p> <p>県において、本基金を有効に活用するために、以下の改善案を提案する。</p> <p>1. 事業の認知度向上と事業規模の拡大 事業の認知度向上に関する各種取組を行うとともに、事業規模拡大のために県自ら拠出し基金規模の拡大を検討する。</p> <p>2. 帰国後の就職支援 留学経験のある人材を県内に確保するため、奨学生の就職支援を行う。</p> <p>3. 他部署・他団体との連携 留学生支援に関する事業を実施している教育庁等と連携する。</p> <p>本基金は、グローバル化している時代のニーズに合致しているため、有効に活用するとともに、さらに拡大発展させることにより、県の経済を牽引するような人材が育成でき、県経済の発展に寄与する人材の育成が期待できる。</p>	<p>事業の認知度向上を図るため、「福岡県アンビシャス外国留学奨学金支援事業」のFacebookによる周知を開始したほか、本事業の奨学生が設立した「奨学生会」による「留学生セミナー」を県のホームページに掲載するなど、活動への支援を行った。なお、事業規模拡大のため県自ら拠出することは財政上極めて困難であるため、それ以外の具体的な方策について今後検討していく。</p> <p>帰国後の就職支援としては、九州グローバル産業人材協議会実施の「グローバル産業人材を対象とした夏季インターンシップ」について、今後も情報提供を行っていく。</p> <p>また、(財)福岡県国際交流センターが実施する「留学体験談ひろば」において、参加者に対して本制度の紹介を行うなど、連携を図った。</p>
<p>⑦ 福岡県福祉のまちづくり基金 基金事業の成果検証及び情報公開について（意見）</p> <p>本基金は取崩型の基金であるとともに、平成24年度に終了予定であることから、終了後には、これまでの事業実施状況や利用状況及び成果について検証し、その結果について広く県民に公表することが望まれる。</p> <p>本基金は、その原資が不適正経理の返還金であるという基金設置の経緯からみても、他の基金や歳出以上に県民に対する説明責任は大きく、事業の成果等について積極的に情報公開することが必要である。</p>	<p>本基金を活用した「福祉のまちづくり支援事業」は、平成24年度での全額執行を見込んでおり、事業終了後には事業実施状況や利用状況及び成果について検証し、その結果を公表する。</p>
<p>⑧ 福岡県土地開発基金 基金の運用方法の見直し及び情報公開について（意見）</p> <p>土地開発公社を利用して土地を取得する方法は廃止することが望ましい。</p> <p>また、これにより基金を活用した土地取得の状況が情報公開される。</p>	<p>土地開発公社を利用して土地の取得方法を見直し、平成24年度から、基金で直接土地を取得するよう改めた。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑨ 福岡県公共施設整備基金 全庁的かつ中長期的な公共施設整備計画の策定及び基金の計画的な積立での検討について（意見）</p> <p>県は、全庁的かつ中長期的視点に立ち、公共施設に関する維持補修等の整備計画を策定し、維持補修等に要するコストを把握する必要がある。そのうえで、これに基づく計画的な積立で等財源の確保について検討しておくことが望まれる。</p>	<p>中長期的な公共施設の整備計画の策定、コスト把握については、現在、橋梁、下水道施設等において長寿命化計画を策定しており、計画的な維持管理を行っている。今後、庁舎、教育施設等についても計画を策定し、計画的な維持・修繕等に取り組んでいく。</p> <p>なお、公共施設整備基金は、平成2年開催の国体に係る施設整備及び関連建設事業等に要する多額の経費の平準化を目的に設置。</p> <p>現在は、財政調整等三基金として、施設整備等に要する一般財源の不足を補うために取崩しを実施している。（平成23年度末で約27億円の残高となっている。）</p> <p>厳しい財政状況、経済情勢が続く中、公共施設整備基金への計画的な積立は非常に困難な状況にある。</p> <p>[長寿命化計画]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（策定済）橋梁施設、公園施設、下水道施設</li> <li>・（策定中）河川施設、港湾施設</li> <li>・（検討中）庁舎、教育施設</li> </ul>
<p>⑩ 福岡県市町村振興基金 市町村応援元気フクオカ資金の効果の検証及び情報公開について（意見）</p> <p>市町村応援元気フクオカ資金は、原則として無利子という貸付先にとって極めて有利な貸付制度である。したがって、制度の運用に当たっては厳格な条件を定めるとともに適切な検査体制を整備すべきであったと考える。</p> <p>なお、この制度は、平成22年度で新規貸付けを終了しているが、今後、貸付先にとって有利な同様の制度を創設する場合には、貸付目的にかかわらず厳格な条件を定め、検査体制の整備も含め適切に運用することが望まれる。</p> <p>また、本基金は、地域活力の創出、市町村合併の促進、財政健全化の推進を目的に創設された制度であり、この目的の重要性に鑑みると、一定の必要性はあったものと推測される。しかし、無利子であることから、県にとっては通常得られるべき運用利息が得られず、機会損失が発生しているため、本資金を活用した効果を検証する必要があると考える。</p> <p>具体的には、活用した市町村等において、地域活力の創出、市町村合併の促進、財政健全化の推進の各目的に照らして、目的に沿った事業が実施されているか、どのような成果が出ているか、このような貸付制度が本当に必要だったかなどの点を踏まえて効果を検証し、その結果を公開すべきであると考えます。</p>	<p>本資金を活用した市町村に対して、実地検査を実施した。今後また、同様の貸付を行った場合には、実地検査を行うこととする。</p> <p>平成24年5月に本資金の内容、実施事業、主な事業成果等をホームページで公表した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑪ 福岡県ぼた山防護施設維持等基金 ぼた山防護施設整備後の定期的な状況把握について (意見)</p> <p>県は、ぼた山55箇所について定期的に擁壁等施設の老朽化状況を把握し、必要に応じて、維持補修工事を計画的に実施することが必要である。これによって、本基金の本来の目的が達成されると考える。</p>	<p>平成24年度から、毎年、ぼた山（55箇所）の所在する市町村に対して実態調査を実施し、必要に応じて工事を実施することとした。</p>
<p>⑫ 福岡県国民健康保険広域化等支援基金 基金条例の改正による基金の有効活用について（意見）</p> <p>県が策定した支援方針によれば、「本県では、各保険者に共通する事務を広域的に共同で実施すること等の事業運営の広域化や、県単位での保険財政運営による財政の安定化に取り組むとともに、県内市町村国保の目標収納率等の標準的な目標を設定し、市町村国保の広域化を推進する」とある。</p> <p>このような内容を踏まえ、かつ、本基金を活用した事業が実施されていない状況を鑑みると、基金条例を改正し、基金を財源として実施できる事業の範囲を拡大することで、支援方針に定める施策の実施に取り組み、基金を効果的に活用することが望まれる。</p> <p>これにより、基金が有効活用され、ひいては国民健康保険に加入する県民に広く寄与するものになると考える。</p>	<p>平成25年2月議会の議決を経て基金条例を改正し、基金を活用した事業の範囲を拡大することとしている。</p>
<p>⑬ 福岡県介護保険財政安定化基金 基金取崩しの際の検討について（意見）</p> <p>本基金は介護保険の財政安定化の目的で積み立てられたものである。また、高齢化社会の進展する中であつても給付と負担のバランスを確保していくべきであり、この度の基金取崩しも保険料の上昇抑制が本来の目的である。</p> <p>したがって、県は基金取崩しの趣旨を踏まえ、取り崩した基金の用途を決定しなければならない。また、用途の決定に当たっては、外部専門家等による意見を踏まえることが望ましい。</p> <p>さらに、取崩しの用途が決定された場合には、その内容を速やかに情報公開する必要があると考える。</p>	<p>取り崩した基金については、県議会における平成24年度当初予算の審議を経て、福岡県高齢者等保健福祉基金へ積み立て、当該基金の目的に沿った事業に充当することとした。</p>



監査の結果及び意見	講じた措置等
<p><b>2 出資金（出資団体に対する貸付金を含む）</b></p>	
<p>(1) 出資金全般</p>	
<p><b>出資継続の必要性等に関する定期的かつ全庁的な検討について（意見）</b></p> <p>今回、すべての出資団体を対象に、出資目的の適合性や出資継続の必要性、出資の有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。</p> <p>出資金は、出資団体が出資目的に沿って県民にとって効果的な事業を実施することによって、県財産としての価値を有するものである。一方で、出資団体の実施する事業が環境の変化等に伴い当初の出資目的に合致しなくなったり、出資を継続する価値を有しなくなった場合等には、出資継続の必要性等を含め抜本的に見直す必要がある。</p> <p>また、検討の結果は、県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。</p>	<p>県出資団体を対象に、所管部による出資継続の必要性等の点検を実施した。</p> <p>点検結果については、ホームページ等で公表した。</p> <p>本年度の点検により、出資継続の必要性等の整理を行うことから、今後は、毎年度の事業見直しの中で、出資団体の事業内容等について平成24年度点検時点と比較・確認し、事業内容等に変更がある場合には、出資の廃止を含め検討し、その結果を公表する。</p>
<p><b>出資金を財源とした財産運用における仕組債購入に係る協議手続の不備について（結果）</b></p> <p>県が定めた外債等の取得に関する事前協議等が適切に運用されておらず、仕組債購入に係る協議手続に不備があった。県は仕組債に関する十分な知識を得たうえで、外郭団体に対し仕組債購入の際は事前協議等を徹底する旨強く周知し、必ず事前協議等が実施されるよう対応すべきであったといえる。また、事前協議等があった場合には仕組債がもつリスクを十分に把握し、外郭団体に対して適切な指導及び助言を行うべきであったといえる。</p>	<p>事前協議の徹底について、平成23年11月に文書による周知を実施した。今後も毎年度通知を行う。</p> <p>また、24年5月に、外郭団体を含む全出資団体（全国的法人は除く）に対し、安全な財産運用に関する文書指導を実施したほか、出資団体運用担当者等を対象とした研修会を実施した。今後も文書指導は毎年度、研修会は3年に一度程度の周期で定期的実施する。</p>
<p><b>仕組債による資金運用に関する諸問題への対応について（意見）</b></p> <p>仕組債の購入等に関し、出資団体は、安全性を優先したうえで、資産を運用することが望ましく、仕組債の購入は極力避けることが望ましい。また、県は、出資金を財源とした財産の運用に当たっては、出資団体に対し、安全性を優先したうえで、収益性の確保を考慮した資産運用を助言指導することが望まれる。</p>	

監査の結果及び意見	講じた措置等
(2) 個別の出資金	
<p>① 財団法人あまぎ水の文化村 団体のあり方の検討について（意見）</p> <p>本団体は、人的基盤がきわめて弱く、施設の有効な利用促進策を実施できていない状況にある。また、多額の基本財産を有しているものの、その多くを運用している仕組債の運用益は年々減少しており、また仕組債には含み損も生じていることから財政的基盤も不安定である。</p> <p>これらの状況を踏まえ、県は朝倉市等関係団体と協議のうえ、今後の団体のあり方について検討することが望まれる。</p> <p>なお、平成23年度に本団体は平成24年度から平成28年度までの間、施設の指定管理者として選定されている。県は、朝倉市と協議のうえ、その後の指定管理者の選定については、公募による選定とし、選定されなかった場合は、主たる出資者である朝倉市及び関係機関と協議のうえ、本団体の解散を検討することが望まれる。</p>	<p>施設の有効な利用促進策を実施するため、団体では、平成23年11月より「水の里、ふれあいフェスタ“軽トラ市”」を実施し、水源地域の農産物・工芸品等特産品の物販を通じて、水源地域の活性化を図っている。</p> <p>また、体制強化を図るため、公募により企画職員1名を平成24年6月から採用し、「ダンスフェスティバル」、「水の実験教室」、「水の文化村探検ウォーク」等の新しい事業を実施した結果、入場者数が増加するなどの具体的な効果が表れている。</p> <p>今後も団体がソフト面での充実を図り、水の重要性について楽しみながら学べる施設としての機能を強化していくよう、朝倉市と連携しながら指導していく。</p> <p>財政的基盤については、平成23年度決算時において概ね収支は均衡しているが、団体では、今後、仕組債の運用益が十分得られない状況に備えて、金利対策預金の積立やコストの削減など、事業の一層の効率化を図る。</p> <p>次期指定管理者の選定については、公募も含め、朝倉市と引き続き協議を進めていく。</p>
<p>② 株式会社北九州テクノセンター 出資持分の譲渡に関する検討について（意見）</p> <p>県としては出資を継続する必要性は乏しいため、関係機関と協議したうえで出資持分を譲渡することを提案する。</p> <p>その結果、県は譲渡によって得られる資金を他に有効活用することが可能となる。</p>	<p>同社は、入居企業への家賃補助等の支援を通じて中小企業に対する良好な職場環境の提供に取り組むなど、現在も北九州地域の中小企業支援の一翼を担っており、公益性が認められる団体である。</p> <p>今回の意見を受け、同社並びに北九州市と3者による協議を行い、下記方針を確認した。</p> <p>累積損失が現存する現状では、他者への譲渡は現実的ではなく、同社による自社株取得についても法的に実施が困難である。ただし、同社は黒字基調の収支を維持しており、今後15～20年で累積損失の解消が見込まれる。今後も同社による累積損失の早期解消に努め、累積損失解消時において、出資継続の必要性を判断する。</p>



監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③ 財団法人福岡県消費者協会  <b>県消費生活センターとの統合による消費者行政に係る体制強化について（意見）</b></p> <p>県は、厳しい財政状況において、県民ニーズの多様化等環境の変化に対応し、県民サービスの向上を図るため、資源（ヒト、モノ、カネ）を有効に活用することが必要である。このことは、今後の消費者行政の推進についても同様である。</p> <p>そこで、本団体を解散し、県消費生活センターと統合して新たな県直営の組織とし、県消費生活センターに移転集約して体制の強化を図ることを提案する。</p> <p>それにより、人的資源の集中による相談体制及び人材育成機能の強化が可能になると考える。また、業務委託の事務や団体の財務諸表作成等に要する業務量の削減が期待でき、これらを強化するための時間として活用するなど、さらなる県民サービスの向上につながることを期待できる。</p> <p>一方で、本団体の直営化による影響を検討すると、本団体に雇用している相談員等の嘱託職員については、県直営の組織となっても引き続き同様の雇用形態にすることは可能であり、また、相談業務以外に実施されている各種講座の開催なども継続することができるため、特段の影響はない。</p> <p>なお、本団体は、市町村や民間企業が出資し、毎年負担金や寄附金等を受けていることから、統合の検討に当たっては、関係機関と協議する必要がある。</p>	<p>（財団法人福岡県消費者協会に委託している消費生活相談業務（筑後地区及び筑豊地区）の廃止を決定した。</p> <p>これに伴い、団体から平成25年3月31日をもって解散する旨の寄付行為変更について申請があり、平成24年12月に認可した。</p>
<p>④ 福岡県土地開発公社  <b>団体の解散について（意見）</b></p> <p>地価の下落等により土地の先行取得の需要は減少しており、代行用地取得事業及び受託事業ともに本団体で実施する必要性が乏しい以上、本団体はすでに存在意義を失っているといえる。このため、本団体は以下の事項を整理したうえで、将来的に解散することが望ましい。</p>	<p>平成24年3月に策定した福岡県行政改革大綱を踏まえ、主要事業の進捗等を見ながら、将来的に廃止することで検討を行っている。</p>
<p>⑤ 株式会社北九州輸入促進センター  <b>団体に対するモニタリングの強化について（意見）</b></p> <p>本団体は「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱」第9条に定める「その他の団体」に該当するが、出資の額も約9億円と多額であることから、モニタリングを強化したうえで、必要に応じて関係団体と連携し公社等外郭団体に準じて指導していくことが必要である。</p>	<p>団体の主な収入源であるテナントの入居状況について、取締役会ごと（3ヶ月に1回程度）に報告を受けていたものを、毎月末に報告を受けるよう改めた。今後も、入居状況・財務状況を随時確認し、適宜指導を行っていく。</p> <p>また、同社が平成21年9月に策定した経営改善計画は、平成25年度までの事業計画であるため、平成26年度以降の団体の経営改善については、北九州市と連携しながら検討していく。</p> <p>なお、同社は、計画より2年前倒して平成23年度に単年度黒字を達成している。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑥ 財団法人福岡県建築住宅センター 団体に対する委託料の水準等の見直しについて（意見）</p> <p>耐震改修促進事業について、事業費の 8 割を超える部分を再委託している状況が近年相当期間継続し、その期間に内部留保が増加していることから、県は、委託料の水準について検討し、委託金額に応じた積算の実施など必要な範囲を超える利益が発生しないような仕組みを構築すべきであったと考える。</p> <p>今後は耐震改修促進事業に係る委託料は大幅に減少することであるが、他の委託事業についても同様に、委託料の水準等について見直す必要がないか検討することが望まれる。</p>	<p>耐震改修促進事業の様に一定期間で相当数の業務を発注するような委託事業がある場合は、委託する業務内容及び業務量を勘案して、委託料を決定することとした。</p> <p>なお、現在委託している他の事業の委託料についても、業務内容及び業務量に見合った積算となっているか検証を行った。</p>
<p>⑦ 財団法人福岡県建設技術情報センター 団体に対する委託料の水準等の見直しについて（意見）</p> <p>土木技術支援事業について、利益に当たる収支差額が多額となっている状況が近年相当期間継続していることから、県は、委託料の水準について検討し、委託料の金額に応じた積算の実施など必要な範囲を超える利益が発生しないような仕組みを速やかに構築すべきであったと考える。</p> <p>建築技術支援事業について、事業費用の約 6 割を再委託している状況が近年相当期間継続し、この期間に内部留保が増加していることから、県は、土木技術支援事業と同様に委託料の水準等について見直すべきであったと考える。</p> <p>建築技術支援事業は今後縮小する予定とのことであるが、上記を踏まえ、今後の委託事業についても、委託料の水準等について見直す必要がないか検討することが望まれる。</p>	<p>土木技術支援事業については、平成 24 年度に委託料単価の見直しを行うとともに、平成 24 年度の委託額（災害対策分を除く。）を前年度比 10% 減とした。</p> <p>建築技術支援事業については、今後、一定期間で相当数の業務を発注するような委託事業がある場合は、委託する業務内容及び業務量を勘案して、委託料の水準等を決定することとした。</p>
<p>⑧ 福岡県道路公社 適切な償還計画の見直し及び対応策の検討並びに情報公開について（意見）</p> <p>二丈浜玉有料道路については、料金徴収期間満了時期が平成 25 年 3 月であり、未償還の対応について県は現在検討中である。対応策の決定過程及び決定した内容を情報公開する必要がある。</p> <p>福岡前原有料道路については、今後の利用状況が計画どおりに進捗しない、又は進捗しないと見込まれる場合には、必要に応じて計画交通量の設定や償還計画を見直し、対応策を検討する必要がある。</p> <p>また、本団体は、各路線について、計画交通量と実績の比較、借入金等の償還計画とその償還実績等の情報をホームページで公開するなど、県民にわかりやすく説明する必要がある。</p> <p>県は、必要に応じて、本団体と合同で学識経験者等第三者を交えた有料道路に関する諸問題を検討する会議を設置し、路線等ごとの経営状況を踏まえ、公正な観点から改善策等を具体的に検討するとともに、会議で検討された内容等については、公開することが望ましい。</p>	<p>二丈浜玉道路の料金徴収期間満了時の対応については、公表を行った。</p> <p>福岡前原道路については、料金徴収期間満了時期が平成 50 年 6 月となっており、今後、周辺道路の状況(福岡高速の環状化、二丈浜玉道路の無料化など)により、将来交通量の変動が見込まれるため、交通量の推移を把握した上で、必要に応じて、計画交通量及び償還計画の見直しについて国等の関係機関と協議を行う。</p> <p>各路線の計画交通量と実績交通量、償還計画と償還実績の情報を公社のホームページで公開していく。</p> <p>県と公社で路線ごとの経営状況を踏まえ、その改善策等を具体的に検討するとともに、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聞く。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑨ 財団法人福岡県産炭地域振興センター  <b>団体に設置された基金を活用した事業の効果検証及び情報公開について（意見）</b></p> <p>活性化基金の取崩しに当たっては、平成18年9月22日に自由民主党幹事長、公明党幹事長、経済産業大臣の了解事項として合意がなされている。</p> <p>活性化基金の執行は、真に必要な事業に充てられ、知事自らが責任を持って厳格にその運用を行うことが必要であるとされていることから、県は、基金事業が実施された後、実際にそのような執行及び運用がなされたのかを、広く県民に説明する責任があると考えられる。</p> <p>また、産炭地域に対する基金事業の重要性を鑑みると、新産業創造等基金についても同様のことがいえる。</p> <p>活性化基金は平成23年度に取崩期限を迎え、新産業創造等基金についても残高が少なくなっており、両基金ともに事業は近く終了する予定である。また、本団体が行ってきた基金事業は、総額165億円と産炭地域にとって大規模な事業である。</p> <p>したがって、県は基金事業の終了に際し、実施事業の内容及び成果を総合的に把握、検証し、県のホームページで公開するなど県民に分かりやすく公表することが望ましい。</p> <p>地域振興施策については、今後も県及び関係市町村の連携のもとに種々の事業が推進されていくものと考えますが、今後県で実施する事業を検討する際には、把握、検証した内容をフィードバックすることでより地域の特性やニーズに合致した実効性の高い事業が実施されることを期待する。</p>	<p>基金事業の終了に際し、これまでに実施した事業の総合的な検証、県ホームページでの公開等を行うことについては、事業実施主体である団体と引き続き協議を進める。</p>
<p>⑩ 財団法人北九州勤労青少年福祉公社  <b>団体の解散に伴う残余財産の処分に関する手続の整備について（意見）</b></p> <p>団体によっては、残余財産の額も多額になることが予想されるため、県は、出資団体の解散時等における残余財産の処分に関し、あらかじめ、その決裁区分や手続を定めておくことが望まれる。</p>	<p>出資団体を所管する部署と関係部署間との連携を密にし、適切な事務処理に努める。</p>
<p>⑪ 財団法人筑後川水源地域対策基金  <b>団体が実施する事業の位置づけの明確化及び事務諸費等削減に関する指導について（意見）</b></p> <p>「上下流交流事業、筑後川流域の水源の森整備の支援事業」については、本団体の設立目的に照らし、必要性に応じて事業の位置づけを明確化することが望ましい。</p> <p>また、県は関係機関と協議のうえ、必要に応じ、人件費及び事務諸費を削減するよう指導することが望まれる。</p>	<p>「上下流交流事業、筑後川流域の水源の森整備の支援事業」の位置づけについては、公益法人移行認定申請に際して、団体の定款の中で明確にした。</p> <p>事務諸費の削減については、国の関係機関である九州地方整備局と協議を行うとともに、団体に対し直接指導を行った。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑫ 福岡空港ビルディング株式会社 県が受領している配当金の活用について（意見）</p> <p>福岡空港の乗降客数は、国内線約1,350万人、国際線約250万人の計1,600万人であり、国内及び海外に対し、広告宣伝を行うには非常に効果的な場所である。</p> <p>配当金の規模からみて、ハード整備に活用できるほどではないことから、県及び県内企業・団体等のPRや物産振興等の新たなソフト事業に活用するよう、全庁的に検討することが望まれる。また、県庁だけでなく、広く県民や県内事業者から事業を公募し、助成することも検討する必要がある。</p>	<p>受領している配当金は、一般財源として広く県全体の事業に充当されており、福岡空港で行われている様々な展示・イベントなどの後援等でも活用されている。</p> <p>また、各種PRやイベント開催等に係る福岡空港の活用については、広く情報提供を行うなど今後も各種方策を検討する。</p>
<p><b>3 貸付金（貸付金に係る未収金を含む）</b></p>	
<p>(1) 貸付金全般</p>	
<p><b>貸付金制度を維持する必要性及び有効活用に関する定期的かつ全庁的な検討について（意見）</b></p> <p>今回、原則としてすべての貸付金を対象に、制度維持の必要性及び有効性に関し監査を行ったが、状況の変化により見直しが必要となることも考えられるため、今後は、県において、定期的かつ全庁的に検討する仕組みを構築することを提案する。</p> <p>貸付金制度は、県の様々な施策に基づき、県民にとって効果的な事業が実施されるためのものである。一方で、環境の変化に伴い貸付金制度が県民ニーズに合致しなくなった場合等には、制度の廃止を含め抜本的に見直す必要がある。</p> <p>まずは、すべての事項をゼロベースで検討し、その後は、例えば5年ごとに実施することが考えられる。</p> <p>また、検討の結果は、県のホームページ等で広く県民に公表することが望まれる。</p>	<p>所管部において、貸付金制度維持の必要性、有効性について点検を実施した。</p> <p>点検結果については、ホームページ等で公表した。</p> <p>本年度の点検により、制度維持の必要性等の整理を行ったことから、今後は、毎年度の事業見直しの中で、制度維持の必要性等に変更が生じた場合のみその結果を公表する。</p>
<p><b>債権管理マニュアルの整備及び運用の徹底について（意見）</b></p> <p>債権管理業務の水準を一定以上に保持するためには、全庁的な指針を示したうえで、各所管部署が各貸付金制度の実情に合わせて債権管理マニュアルを整備し、これに基づき運用することが必要である。</p>	<p>各債権所管課で債権の実情に合せ作成している債権管理マニュアルについて一定の統一性の確保を図るため、マニュアルを整備すべき債権やその更新頻度等について定めた基本方針を策定したほか、マニュアルに規定すべき項目等を内容とした適正化チェックリストを策定した。</p> <p>各債権所管課においては、当該基本方針及び適正化チェックリストを参考に、既存の債権管理マニュアルの見直しを行っていくこととした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p><b>債権管理専門部署の設置について（意見）</b></p> <p>債権の回収業務に精通した債権管理専門部署の設置を提案する。これにより、所管部署が通常行う回収手続では回収困難と判断した時点で当該債権を債権管理専門部署へ移管し、そこで専門的に債権管理業務を行うことが可能となる。また、債権回収に関する知識と経験が蓄積されるため、これらを活かして所管部署のサポートや全庁的な債権管理の強化の役割を担わせることが効果的である。</p>	<p>他県調査によると、専任組織を設置しているのは6県で、債権の管理範囲や引き受け基準は各県によってまちまちの状況であり、民事上の強制執行の実績がある県も1県のみであった。</p> <p>このため、本県の実情にあった専任組織のあり方を検討していく必要があるが、各債権所管課が一定以上の水準の債権管理を行えるよう全庁的な指針を整備し、それぞれの実情に合わせたマニュアル等の見直しに取り組んでいるところであり、これらの改善状況等も踏まえ、引き続き検討する。</p>
<p><b>債権管理条例の制定による不納欠損処理について（意見）</b></p> <p>業務の簡素化を図り、回収可能な未収金の回収に注力する等業務を効率化する観点から、公平性及び公正性を十分踏まえたうえで不納欠損処理ができるよう手続を整備することが望まれる。</p> <p>そのためには、貸付金等の私債権の管理に関する条例を制定し債権の放棄を行うことができる基準を明確化することが考えられる。</p> <p>また、私債権の管理に関する条例に基づき債権の放棄を行った場合には、その内容を議会に報告することも併せて規定する必要がある。</p>	<p>本県では、平成16年度に(財)福岡県環境保全公社への貸付金債権を放棄したことがあるものの、可能な限り債権回収に努めるという考えのもと、これまで権利放棄は行っていない。</p> <p>しかし、回収が困難な債権については、業務簡素化の観点も踏まえ、個別に権利放棄の必要性を検討する。その結果権利放棄すべきと判断した債権については、地方自治法第96条第1項に基づき議会の議決を受ける方法により権利放棄し、不納欠損処理を行う。</p>
<p><b>反復かつ継続的に実施されている短期貸付金の検証及び見直しについて（意見）</b></p> <p>短期貸付金制度について、県はその手法及び内容を検証し、総務省の指針に示されているような短期貸付金については、早期に見直すべきである。</p> <p>具体的には、検証の結果、総務省の指針に示されているような短期貸付金と認められた場合には、実質的に長期の貸付金となっていることから、長期貸付金による対応が望まれる。これにより、財産に関する調書にも記載され、適切な情報開示を行うことができる。</p>	<p>総務省の指針に示されている第三セクター等への短期貸付けについて、その手法及び内容を検証して見直した結果、平成24年度は、5件の貸付金を廃止することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃止することとした貸付金             <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県住宅供給公社運営資金貸付金</li> <li>・漁業協同組合等組織整備資金貸付金</li> <li>・森林組合事業資金貸付金</li> <li>・造林用苗木需給対策資金貸付金</li> <li>・福岡県漁業信用基金協会運営資金貸付金</li> </ul> </li> </ul>
<p>(2) 個別の貸付金</p>	
<p>① 福岡県私立幼稚園施設整備資金貸付金</p> <p>ニーズの把握及びその結果を踏まえた制度の見直しについて（意見）</p> <p>私立幼稚園にとって資金調達方法として銀行からの借入れもあるが、私立幼稚園設置者の多くが零細で財政基盤に乏しいことから銀行の貸付審査をクリアできないケースも多いため、本貸付制度を存続させておく意義はあると思われる。しかし、最近の利用実績をみると、平成21年度が1件、平成22年度はゼロと極めて少なく、また、振興協会に利息の支払い等の負担が発生している。</p> <p>県は、私立幼稚園設置者に対してニーズの把握等の必要な調査を行い、その結果を踏まえ、県として貸付利率の見直しや制度の改廃について検討する必要がある。</p>	<p>本貸付金のニーズや利用上の課題、問題点等を把握するため、私立幼稚園及び事業実施主体である私立幼稚園振興協会に対してアンケート調査を実施した。</p> <p>その調査結果を踏まえ、今後、制度の見直しや廃止について検討する。</p>



監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>② 福岡県消費生活協同組合資金貸付金 本貸付金制度の廃止について（意見）</p> <p>本貸付金に関する法律も廃止され、貸付実績もなく、かつ生協からのニーズもなくなっていることから、本貸付金制度については廃止することが望まれる。</p>	<p>福岡県消費生活協同組合資金貸付制度を平成24年7月3日に廃止した。</p>
<p>③ 福岡県立体自動車駐車場整備資金貸付金 貸付申請書類等文書の保管について（結果）</p> <p>最終償還期限の到来前に借用証書等一連の文書が保管されていないと、貸付金額や償還時期を原本で確認できず、仮に貸付先が償還を怠った場合、償還請求する根拠資料がなくなることとなる。</p> <p>したがって、貸付金にかかる借用証書等については、貸付金の最終償還までの文書保管を徹底すべきである。</p>	<p>県の文書管理規程に基づき、借用証書等の保管を徹底した。</p>
<p>本貸付金制度の廃止も含めた抜本的な見直しについて（意見）</p> <p>本貸付金制度は、これまで利用実績が1件のみであり、実質的に活用されていない状況にある。また、市町村が駐車場事業を行う場合には、独立採算が前提となる公営企業で運営することとなり、市町村は駐車場建設に必要な資金を起債により調達することができる。</p> <p>したがって、現状を鑑みると、本貸付金制度を維持する必要性は低いと考えられるため、制度の廃止も含め抜本的に見直すことが望まれる。</p>	<p>本貸付制度の対象となる市町村が、今後、本貸付金制度を活用する予定がないことから、本貸付金制度は平成24年度をもって廃止する。</p>
<p>④ 社会福祉基金貸付金 貸付契約書の原本保管について（結果）</p> <p>契約書を保管しておくことは契約上の義務といえるため、廃棄すべきではない。</p> <p>貸付けを行う際には、極力確定期限を設けることとし、確定期限前に、貸付期間の延長が必要であれば、改めて契約を締結することが望ましい。そのことによって、長期にわたる貸付けについて、環境の変化に伴う見直しが定期的に行われることにもつながるからである。</p> <p>本貸付金については、現在、県は契約上の保管義務を果たしていないといえるので、改めて貸付け自体の必要性等を検討し、貸付けを継続する場合であっても、確定期限を設けるなどの変更を行ったうえで、改めて契約を締結すべきである。</p>	<p>契約書の保管については、今後、適正な文書管理を徹底すると共に、当該契約の有効性を確認するため、県社会福祉協議会と確認書を取り交わした。</p> <p>本貸付金は、「永く民間の社会福祉事業に役立ててほしい」という民間事業者からの寄附金を基にしており、環境の変化に伴う見直しについては、県社会福祉協議会において、毎年度、県も参画する「福岡県社会福祉基金運営委員会」の開催等により実績の確認や事業計画を審議することで対応している。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑤ 福岡県中小企業高度化資金貸付金  <b>利用状況報告書及び決算書の入手について（結果）</b>                      利用状況報告書等は、貸付先の状況を継続的に把握する重要な書類である。                      県は、利用状況報告書等を提出させ、分析し、貸付先の情報を的確に把握することによって、効果的な貸付金の回収や経営指導等に役立てるべきである。                      特に、貸付金の償還に延滞等が発生していない貸付先については、貸付金の使途に問題はないか、財務状況が悪化していないか、貸付金の償還に問題は発生していないか等を把握する情報源として、利用状況報告書等は唯一の書類である。すなわち、延滞や条件変更の未然防止の観点からも、利用状況報告書等の入手は不可欠である。</p> <p>なお、すでに延滞が発生している貸付先及び当初計画した貸付金の償還計画を変更した貸付先について、県は、随時貸付先に対しヒアリング等情報収集を行っているとのことであり、定期的に利用状況報告書等を入手することで、より適切なモニタリングが可能となると考える。</p>	<p>利用状況報告書及び決算書について、全貸付先から提出を受け、対象施設の利用状況や組合及び組合員の財務状況等を分析した。</p> <p>また、必要に応じて、組合員からの賦課金の回収状況や共同事業の運営状況などのヒアリング・指導を行うとともに、専門的な課題に対しては、アドバイザーを派遣するなどの側面支援を行うことによって、効果的な貸付金の回収に役立てた。</p> <p>今後も、毎年度、貸付先からの利用状況報告書及び決算書の提出を受け、継続的に経営状況を把握する。</p>
<p><b>本貸付金制度の運用のあり方検討について（意見）</b>                      本貸付金制度の本来の目的は、中小企業者の事業の共同化、工場、店舗等の集団化その他中小企業構造の高度化を促すものであるが、制度が創設された昭和48年から40年近くが経過し、経済環境等が変化しており、中小企業者のニーズと必ずしも合致していないものと思われる。また、多額の収入未済が発生しており、現行制度のまま継続するのは県にとって高い回収リスクを伴うものである。</p> <p>したがって、中小企業者のニーズの把握と適切なリスク評価を踏まえたうえで、貸付金制度の運用のあり方について検討することが必要である。</p>	<p>本貸付金制度へのニーズを把握するため、利用組合のうち正常償還中の貸付先及び過去5年以内に完済した貸付先に対し、今後の設備投資や高度化資金の利用予定について調査・ヒアリングを行った。</p> <p>その結果、資金需要が存在（7割の組合が利用を希望）するものの、借入手続や担保・保証人に関する意見があったため、中小企業のニーズに合致するよう、手続の簡素化や制度の改善など、国に対して要望を行った。</p>
<p>⑥ 福岡県企業立地促進融資  <b>本貸付金制度の見直しについて（意見）</b>                      県は、企業立地に関する資金需要の調査等を行い、市場ニーズを的確に把握し、県経済の活性化を促すため、本貸付金制度を見直す必要があると考える。</p> <p>具体的には、県は、今般の東日本大震災の被災企業等が生産拠点を移転する際に資金を必要とする場合、利子補給制度を設けている。企業立地に関しても、同様の手段も含めて検討することが必要であるとする。</p> <p>なお、制度の見直しに当たっては、外部専門家等の意見を踏まえることが望ましい。</p>	<p>本貸付金制度について、誘致企業や県内立地企業に対し、制度についてのニーズや意見を把握するためのアンケート調査を実施した。</p> <p>その結果、企業が設備投資を行う際に一定の資金需要が存在することを確認できた。一方で、融資条件の緩和を求める意見があったことから、専門家の意見を参考に制度設計の見直しを検討する。</p>



監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑦ 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付金  <b>需要見通しを踏まえた貸付金事業の実施について（意見）</b></p> <p>本貸付金は、養成施設を卒業した後、特定施設に5年間就業した場合には返還が免除される。これは、積極的に特定施設における看護師等の確保を行うという、県の医療政策に基づくものであり、今後、高齢化社会が進む中で、看護師等の確保はますます重要性を増してくると考えられる。</p> <p>したがって、県は、特定施設における看護師等の不足状況を把握し、需給見通しを踏まえたうえで、本貸付金事業を実施すべきである。</p>	<p>福岡県内の全病院を対象に看護職員の募集・応募状況等について調査を実施した。現在各病院から得られた回答を基に、看護職員の不足状況等について分析中である。</p> <p>今後は、当該調査の分析結果を踏まえて、修学資金貸付事業を実施する。</p>
<p>⑧ 福岡県母子寡婦福祉短期資金貸付金  <b>広報等の実施による制度の利用促進について（意見）</b></p> <p>県は、連合会や市郡会、各市町村の母子福祉担当部署や県の福祉事務所、母子自立支援員などを通じ、制度の周知広報を図ることが望まれる。</p>	<p>本制度の周知を図るため、新たに県のホームページに制度の概要等を掲載した。</p> <p>また、県及び市の母子自立支援員を対象とした研修会や、市町村の母子福祉担当者会議等において、窓口相談に来た利用者への情報提供について、改めて依頼した。</p> <p>さらに、福岡県母子寡婦福祉連合会を通じ、市郡の母子福祉会から会員への情報提供を依頼し、利用促進を図った。</p>

# 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第53号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成25年3月15日

福岡県公安委員会

### 1 審査の種類

教習指導員審査

### 2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

### 3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成25年4月18日（木） 午前9時から午後3時まで	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル福岡県指定自動車学校協会	
平成25年4月19日（金） 午前9時から午後5時まで	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル福岡県指定自動車学校協会	
平成25年4月22日（月） 午前9時から午後5時まで	技 能	大野城市山田3丁目12番1号 西鉄自動車学校	大型・中型 大特・牽引 大型二種 中型二種
平成25年4月23日（火） 午前9時から午後5時まで	技 能	久留米市上津町2192番地 久留米自動車学校	普 通 普 通 二 種 大 自 二 普 自 二

### 4 審査の申請手続等及び受付期間

#### (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無

背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）を複写したものと及び審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	15,000円
普通免許	11,800円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,450円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,850円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の申込みは、必ず郵便書留によること。

#### (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年4月8日（月曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年4月8日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては教習指導員審査合格証明書を交付する。

- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係  
郵便番号 811-1392  
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号  
電話番号 092-566-2892

### 福岡県公安委員会告示第57号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成25年3月15日

福岡県公安委員会

#### 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年5月9日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成25年5月16日（木） 9：00～17：00（原則）			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

#### 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年5月9日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑ライフル射撃	15名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。